

小 学 校

教育課程編成のポイント

平成30年1月

沖 縄 県 教 育 委 員 会

はじめに

平成28年12月の中央教育審議会答申において、我が国の子供たちの現状や将来展望、教育課程の課題等を踏まえ、新しい時代を切り拓いていくために必要な資質・能力を育むことを目指した学習指導要領等の改善の方向性が示され、平成29年3月に新小学校学習指導要領及び新中学校学習指導要領が告示されました。

今回の改訂では、各学校が創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開する中で、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図り、「確かな学力」「豊かな心」「たくましい体」のバランスのとれた「生きる力」を育成することを目指しています。

そして、「生きる力」の育成に当たっては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、いわゆる資質・能力の3つの柱の育成をバランスよく実現する必要があります。

また、「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という「社会に開かれた教育課程」の理念を学校と社会が共有するとともに、カリキュラム・マネジメントにより教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくことが大切です。

文部科学省においては、全国3か所で小中学校別に中央説明会を開催するとともに、関係資料等をホームページで公開するなど、学習指導要領改訂の趣旨及び改善点等の周知・徹底に係る取組を行っております。

県教育委員会では、文部科学省における説明会を踏まえ、各教育事務所及び市町村教育委員会指導主事等を対象とする説明会や、文部科学省担当官を招聘した各地区管理職研修会等における説明会を実施してまいりました。

また、このたび、小学校においては平成32年度から、中学校においては平成33年度からの全面実施に向け、各学校における教育課程の編成・実施の参考資料として小学校及び中学校の「教育課程編成のポイント」を作成いたしました。作成に当たっては、小・中学校別に各教科等2ページを基本に内容を焦点化するとともに、移行措置及び移行期間中の対応について示すことで、コンパクトで活用しやすい工夫を図りました。

各学校においては、校長を中心として全教職員が新学習指導要領の趣旨や内容について十分理解するとともに、本書が各学校の教師に広く活用され、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成実施並びに授業改善に御活用いただければ幸いです。

平成30年1月

沖縄県教育委員会

教育長 平敷 昭人

小学校 教育課程編成のポイント

目 次

はじめに

1 総 則	1
2 国 語	3
3 社 会	5
4 算 数	7
5 理 科	9
6 生 活	11
7 音 楽	13
8 図画工作	15
9 家 庭	17
10 体 育	19
11 特別の教科 道徳	21
12 外国語活動・外国語	24
13 総合的な学習の時間	28
14 特別活動	30

〔資料〕 学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要について

(平成30年1月 義務教育課)

1 小学校 総則

I 改訂の経緯及び基本方針

1 改訂の経緯

学校教育には、子供たちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構成するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められている。学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「学びの地図」としての役割を果たすことができるよう、次の6点にわたってその枠組みを改善するとともに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す「カリキュラム・マネジメント」の実現を目指すことなどが求められた。

- | |
|---|
| ① 「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）
② 「何を学ぶか」（教科等を学ぶ意義と、教科等間・学校段階間のつながりを踏まえた教育課程の編成）
③ 「どのように学ぶか」（各教科等の指導計画の作成と実施、学習・指導の改善・充実）
④ 「子供一人一人の発達をどのように支援するか」（子供の発達を踏まえた指導）
⑤ 「何が身に付いたか」（学習評価の充実）
⑥ 「実施するために何が必要か」（学習指導要領等の理念を実現するために必要な方策） |
|---|

小学校学習指導要領は、平成30年4月1日から第3学年及び第4学年において外国語活動を実施する等の円滑に移行するための措置（移行措置）を実施し、平成32年4月1日から全面实施することとしている。

2 改訂の基本方針

(1) 今回の改訂の基本的な考え方

- ア 「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- イ 知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること。
- ウ 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、豊かな心や健やかな体を育成すること。

(2) 育成を目指す資質・能力の明確化

全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理した。

(3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進

単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることを示した。

その際、以下の6点に留意して取り組むことが重要である。

- ア 全く異なる指導方法を導入しなければならないと捉える必要はないこと。
- イ 「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で授業改善を進めるものであること
- ウ 学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上
- エ 学習を見通し振り返る場面、グループなどで対話する場面、児童生徒が考える場面と教員が教える場面をどのように組み立てるか。
- オ 深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になること。児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められること。
- カ 基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図る。

(4) 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの推進

教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントに努めることが求められる。教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めることについて新たに示した。

(5) 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実について、その特質に応じて内容や取扱いの充実を図った。

II 改訂の要点

1 学校教育法施行規則改訂の要点

ア 小学校第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」を新設することとした。このため、学校教育法施行規則第50条においては、「小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科（中略）、特別の教科である道徳、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成するものとする。」と規定することとした。

なお、特別の教科である道徳を位置付ける改正は、平成27年3月に行い、平成30年4月1日から施行することとなっており、今回の学校教育法施行規則の改正はそれを踏まえた上で、平成32年4月1日から施行することとなる。

イ 授業時数については、第3・4学年で新設する外国語活動に年間35単位時間、第5・6学年で新設する外国語科に年間70単位時間を充てることとし（第5・6学年の外国語活動は廃止）、それに伴い各学年の年間総授業時数は、従来よりも、第3学年から第6学年で年間35単位時間増加することとした。

2 前文の趣旨及び要点

- (1) 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められることを明記した。
- (2) 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしなが、社会との連携及び協働によりその実現を図っていく「社会に開かれた教育課程」の実現が重要となることを示した。
- (3) 学習指導要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実
学習指導要領を踏まえ、各学校の特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしなが、児童や地域の現状や課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、教育活動の更なる充実を図っていくことが重要であることを示した。

3 総則改定の要点

- (1) 資質・能力育成を目指す「主体的・対話的で深い学び」
 - ・ 学校教育を通して育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」がバランスよく育まれるよう改善した。
 - ・ 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力や、現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力を教科等横断的な視点に基づき育成されるよう改善した。
 - ・ 資質・能力の育成を目指し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善が推進されるよう改善した。
 - ・ 言語活動や体験活動、ICT等を活用した学習活動等を充実するよう改善するとともに、情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング教育を新たに位置付けた。
- (2) カリキュラム・マネジメントの充実
 - ・ カリキュラム・マネジメントの実践により、校内研修の充実等が図られるよう、章立てを改善した。
 - ・ 児童生徒の実態等を踏まえて教育の内容や時間を配分し、授業改善や必要な人的・物的資源の確保などの創意工夫を行い、組織的・計画的な教育の質的向上を図るカリキュラム・マネジメントを推進するよう改善した。
- (3) 児童の発達の支援、家庭や地域との連携・協働
 - ・ 児童一人一人の発達を支える視点から、学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について示した。
 - ・ 障害のある児童や海外から帰国した児童、日本語の習得に困難のある児童、不登校の児童など、特別な配慮を必要とする児童への指導と教育課程の関係について示した。
 - ・ 教育課程の実施に当たり、家庭や地域と連携・協働していくことを示した。

Ⅲ 道徳の特別教科化に係る一部改正

1 改訂の経緯

発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図るものである。改正小学校学習指導要領は、平成27年4月1日から移行措置として、その一部又は全部を実施することが可能となっており、平成30年4月1日から全面实施することとしている。

2 改訂の基本方針

道徳科においては、内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものとするとともに、指導方法を多様で効果的なものとするため、指導方法の工夫等について具体的に示すなど、その改善を図っている。

3 改訂の要点

- (1) 学校教育法施行規則改訂の要点
学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育を「特別の教科である道徳」を要として学校の教育活動全体を通じて行うものと改めた。
- (2) 総則改正の要点
 - ア 教育課程編成の一般方針
「特別の教科である道徳」を「道徳科」と言い換える旨を示すとともに、道徳教育の目標について簡潔に示した。また、道徳教育の目標を達成するための諸条件を示しながら「主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない」とこととした。
 - イ 内容等の取扱いに関する共通事項
道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の第2に示す内容であることを明記した。
 - ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項
 - (ア) 全体計画を作成して全教師が協力して道徳教育を行うこと。また、各教科等で道徳教育の指導の内容及び時期を示すこと。
 - (イ) 児童の発達の段階や特性等を踏まえて小学校における留意事項を示したこと。
 - (ウ) 豊かな体験の充実とともに、道徳教育がはじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示したこと。
 - (エ) 情報を積極的に公表すること、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図ることを示したこと。

2 小学校 国語

I 改訂の趣旨及び要点

1 国語科の目標（小学校国語科において育成を目指す資質・能力）

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 日常生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を養う。
- (3) 言葉がもつよさを認識するとともに、言語感覚を養い、国語の大切さを自覚し、国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

2 言葉による見方・考え方

児童が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方に着目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる。様々な事象の内容を自然科学や社会科学等の視点から理解することを直接の学習の目的としない国語科においては、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを対象としている。このため、言葉による見方・考え方を働かせることが、国語において育成を目指す資質・能力をよりよく身に付けることにつながる事となる。

3 学年の目標

学年 資質・能力	第1学年及び第2学年	第3学年及び第4学年	第5学年及び第6学年
知識及び技能	①日常的に必要な国語の知識や技能を身に付けるとともに、我が国の言語文化に親しんだり理解したりすることができるようにする		
思考力、判断力、表現力等	② <u>順序立てて考える力</u> や感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、 <u>自分の思いや考えをもつことができるようにする</u> 。	② <u>筋道立てて考える力</u> や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、 <u>自分の思いや考えをまとめることができるようにする</u> 。	② <u>筋道立てて考える力</u> や豊かに感じたり想像したりする力を養い、日常生活における人との関わりの中で伝え合う力を高め、 <u>自分の思いや考えを広げることができるようにする</u> 。
学びに向かう力、人間性等	③ <u>言葉がもつよさを感じる</u> とともに、 <u>楽しんで読書</u> をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	③ <u>言葉がもつよさに気付く</u> とともに、 <u>幅広く読書</u> をし、国語を大切にして、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。	③ <u>言葉がもつよさを認識する</u> とともに、 <u>進んで読書</u> をし、国語の大切さを自覚して、思いや考えを伝え合おうとする態度を養う。

4 学習内容の改善・充実

- (1) [知識及び技能] 語彙などの言葉の特徴や使い方、論理的な思考力の育成につながる情報の扱い方、先人たちによって創造され継承されてきた我が国の言語文化を位置付けた。
 - (2) [思考力、判断力、表現力等] これまでと同様に3領域（「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」）を位置付け、知識及び技能の習得に係る内容については位置付けを変更するなど、資質・能力に基づいた整理を行った（図：参照）
 - (3) [学びに向かう力・人間性] 目標においてまとめて示した。
- これら三つの柱は、相互に関連し合い、一体となって働くことが重要である。別々に分けて育成したり、順序性をもって育成したりすることを示すものではない。

〈現行学習指導要領〉	習得に係る	〈新学習指導要領〉
領域 A 話すこと・聞くこと B 書くこと C 読むこと	内容の整理	〔知識及び技能〕 (1) 言葉の特徴や使い方に関する事項 (2) 情報の扱い方に関する事項 (3) 我が国の言語文化に関する事項 〔思考力、判断力、表現力等〕 A 話すこと・書くこと B 書くこと C 読むこと
事項 伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項		

図1 現行学習指導要領、新学習指導要領対照

①〔知識及び技能〕の改善内容

- (i) 言葉の働き:第5学年及び第6学年の事項を新設した。
- (ii) 語彙:「特に、小学校低学年の学力差の大きな背景に語彙の量と質の違いがあるとの指摘(答申)」を踏まえ、各学年とも、「語彙の量を増すこと」と「語句のまとまりや関係、構成や変化について理解すること」の二つの内容で構成し、語彙を豊かにする指導事項を系統的に示した。
- (iii) 情報の扱い方に関する事項:(新設)「情報と情報の関係」「情報の整理」で整理した。
- (iv) 我が国の言語文化に関する事項:「伝統的な言語文化」「言葉の由来や変化」「書写」「読書」に関する内容を「我が国の言語文化に関する事項」として整理し改善を行った。

②〔思考力、判断力、表現力等〕の改善内容

- ・全ての領域において、自分の考えを形成する学習過程を重視し「考えの形成」に関する指導事項を位置付けた。
- (i) A 話すこと・聞くことの学習過程(○話題の設定、情報の収集、内容の検討○構成の検討、考えの形成(話すこと)○表現、共有(話すこと)○構造と内容の把握、精査・解釈、考えの形成、共有(聞くこと)○話し合いの進め方の検討、考えの形成、共有(話し合うこと)
- (ii) B 書くことの学習過程(○題材の設定、情報の収集、内容の検討○考えの形成、記述○推敲○共有)
- (iii) C 読むことの学習過程(○構造と内容の把握○精査・解釈○考えの形成○共有)
- (iv) 言語活動例:各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点等から、従前、示していた言語活動例を言語活動の種類ごとに示した。

II 指導計画作成上の配慮事項

- 主体的・対話的で深い学びの実現:単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、言葉の特徴や使い方などを理解し、自分の思いや考えを深める学習の充実を図ること。
- 読書指導の改善・充実:[知識及び技能]に「読書」に関する指導事項を位置付けるなどし、学校図書館における指導との関連を考慮して行うこと。
- 外国語活動・外国語科との連携:言語能力の向上を図る観点から外国語活動及び外国語科など他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。
- 漢字指導の改善・充実:都道府県名に用いる漢字20字を加え、変更した。(Ⅲ参照)。また、他教科等の学習において必要となる漢字については、当該教科等と関連付けて指導するなど、確実な定着が図られるように指導を工夫すること。

III 移行期間中の対応について

児童の日常生活及び社会生活、国語科以外の各教科等の学習における必要性を踏まえ、都道府県名に用いる漢字20字を「学年別漢字配当表」の第4学年に加えるとともに、児童の学習負担に配慮し、第4～第6学年の配当漢字及び字数を変更した。(表)

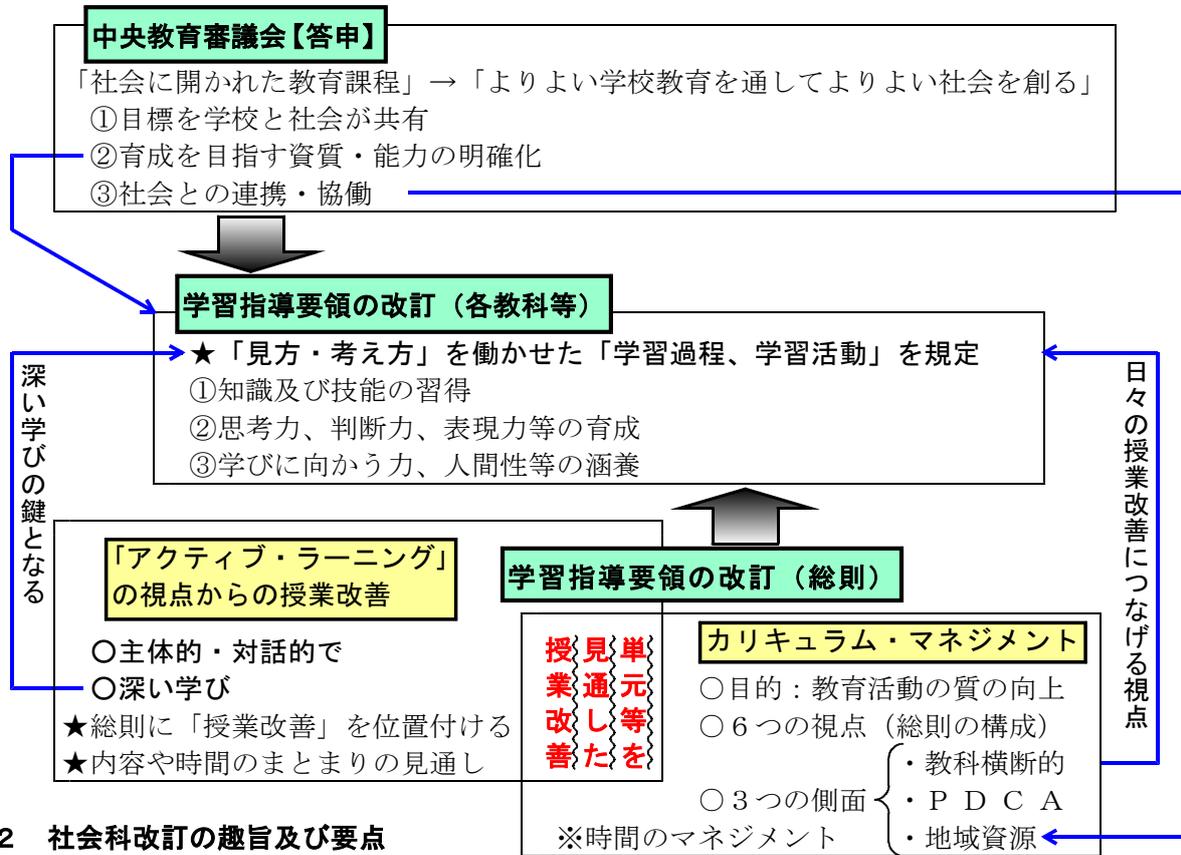
表1 現行学年別漢字配当表から新学年別漢字配当表への変更点

	追加	他の学年からの移行	他の学年への移行
第1学年	なし	なし	なし
第2学年	なし	なし	なし
第3学年	なし	なし	なし
第4学年	茨、媛、岡、渦、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜(20字)	【第5学年からの移行】 賀、群、徳、富(4字)	【第5学年への移行】 困、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴(21字)
		【第6学年からの移行】 城(1字)	
第5学年	なし	【第4学年からの移行】 困、紀、喜、救、型、航、告、殺、士、史、象、賞、貯、停、堂、得、毒、費、粉、脈、歴(21字)	【第4学年への移行】 賀、群、徳、富(4字)
			【第6学年への移行】 恩、券、承、舌、銭、退、敵、俵、預(9字)
第6学年	なし	【第4学年からの移行】 胃、腸(2字)	【第4学年への移行】 城(1字)
		【第5学年からの移行】 恩、券、承、舌、銭、退、敵、俵、預(9字)	

3 小学校 社会

I 改訂の趣旨及び要点

1 学習指導要領改訂の要点（全体像）～総則と各教科等の関連～



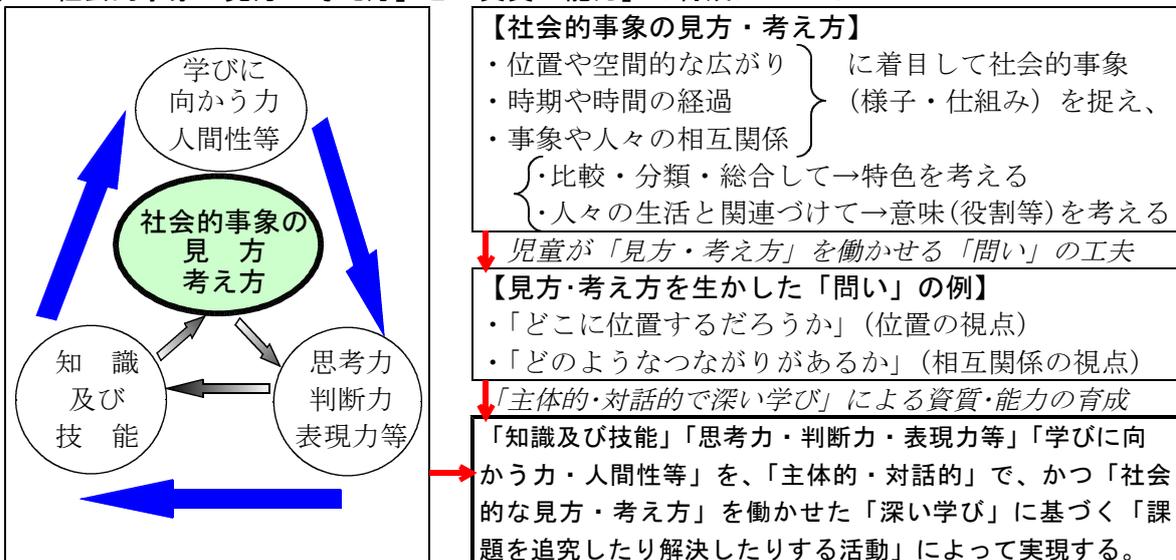
2 社会科改訂の趣旨及び要点

(1) 目標の改善

小学校社会科における目標は、中央教育審議会の答申を踏まえ、柱書き（リード文）と資質・能力の三つの柱からなる目標を設定している。

具体的には、「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎」を育成することを目指すとしている。

(2) 「社会的事象の見方・考え方」と「資質・能力」の育成について



3 内容構成と留意点等

	内 容 構 成	留 意 点 等
第三 学 年	自分たちの市町村を中心とした地域を学習対象として取り上げる。	
	(1) 身近な地域や市区町村の様子	・市役所の働きを取り上げることとした ・地図帳の活用（方位、地図記号を扱う）
	(2) 地域に見られる生産や販売の仕事	・生産：仕事の種類、産地、仕事の工程を扱う ・販売：他地域や外国との関わりを取り上げる ・地図帳の活用、消費者の願い→売り上げ
	(3) 地域の安全を守る働き	・火災と事故を取り上げる（自然災害は4年へ）
	(4) 市の様子の移り変わり	・交通や公共施設、土地利用や人口、道具 ・昭和、平成など元号を用いた時期の区分
第四 学 年	自分たちの県を中心とした地域を学習対象として取り上げる。	
	(1) 都道府県の様子	・自県の地理的環境、47都道府県の名称と位置
	(2) 人々の健康や生活環境を支える事業	・「飲料水、電気、ガス」「ごみ、下水」
	(3) 自然災害から人々を守る活動	・地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害のうち、過去に県内で発生したものから取り上げる。 ・県庁や市役所の動き、防災情報の発信、避難態勢の確保、自衛隊など国の機関との関わり
	(4) 県内の伝統や文化、先人の働き	・県内の主な文化財や年中行事の概要 ・「伝統や文化」は3年から移行
(5) 県内の特色ある地域の様子	・「国際交流に取り組んでいる地域」を追加	
第五 学 年	我が国の国土や産業を学習対象として取り上げる。	
	(1) 我が国の国土の様子と国民生活	・固有の領土に触れる（北方領土、竹島、尖閣諸島）
	(2) 我が国の農業や水産業における食料生産	・「食料生産の概要」として内容をまとめた。
	(3) 我が国の工業生産	・「工業生産の概要」として内容をまとめた。
	(4) 我が国の産業と情報との関わり	・販売、運輸、観光、医療、福祉などから選択
(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連	・内容を「自然災害」と「森林」に分けた。	
第六 学 年	我が国の政治の働きや歴史上の主な事象、グローバル化する世界と日本の役割を学習対象として取り上げる。	
	(1) 我が国の政治の働き	・歴史と政治の順序が入れ替わった ・日本国憲法→三権分立→国民生活と政治→国や地方公共団体の政治の順序に改めた。
	(2) 我が国の歴史上の主な事象	・時代等の区分を9から11に再整理（「日本風の文化」と「戦国の世の統一」が独立）
(3) グローバル化する世界と日本の役割	・国際交流については、国家間の交流を扱う。 （4年は、市などの交流）	

II 移行期間中の対応について

平成30年度 及び 平成31年度	第5学年については、現行学習指導要領2(1)アのうち「我が国の位置と領土」の部分の規定を省略し、新学習指導要領2(1)ア(ア)のうち「世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲」の部分に係る事項を加え、3(1)アの「アの(ア)の「領土の範囲」については、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。」を適用する。
平成31年度	第3学年については、現行学習指導要領〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア〔身近な地域や市の特色等〕、2(2)ア及びイ〔地域の人々の生産や販売〕、2(4)ア及びイ〔地域社会における災害（火災のみ）及び事故の防止〕、2(5)ア〔古くから残るくらしにかかわる道具〕に規定する事項を指導する。 ※ 新学習指導要領の第3学年の内容に該当する事項を指導し、4年生になったときに指導の欠落や既習が無いよう十分に留意する。

4 小学校 算数

I 改訂の目標及び内容

1 算数科の目標（小学校算数科において育成を目指す資質・能力） 三つの柱に基づく再整理

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 【知識及び技能】数量や図形などについての基礎的・基本的な概念や性質などを理解するとともに、日常の事象を数理的に処理する技能を身に付けるようにする。

(2) 【思考力・判断力・表現力等】日常の事象を数理的に捉え見通しをもち筋道を立てて考察する力、基礎的・基本的な数量や図形の性質などを見いだし統一的[※]・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表したり目的に応じて柔軟に表したりする力を養う。

(3) 【学びに向かう力、人間性等】数学的活動の楽しさや数学のよさに気づき、学習を振り返ってよりよく問題解決しようとする態度、算数で学んだことを生活や学習に活用しようとする態度を養う。

※「統一的に考察する」：異なる複数の事柄をある観点から捉え一つのものとして捉え直すこと

2 数学的な見方・考え方（各学年の目標及び内容では、「〇〇に着目し・・・考える」と表記）

算数科における【数学的な見方・考え方】が、数学的に考える資質・能力を支え方向付ける。

〔見方〕事象を数量や図形及びそれらの関係についての概念等に着目してその特徴を捉えること

〔考え方〕目的に応じて数、式、表、グラフ等を活用し、根拠を基に筋道を立てて考えるなどして、既習の知識・技能等を関連付けながら統一的・発展的に考えること

3 数学的活動 ※これまでの算数的活動は、全て数学的活動に含まれる。

数学的活動とは、「事象を数理的に捉えて、数学の問題を見いだし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること」である。これは、「児童が目的意識をもって主体的に取り組む算数に関わりのある様々な活動」であるとする従来の意味を、問題発見や問題解決の過程に位置付けてより明確にしたものである。右〔図1〕

算数科においては、「A1～D1:日常生活の事象を数理的に捉え、数学的に表現・処理し、問題を解決したり、解決の過程や結果を振り返って考えたりする」と、「A2～D2:算数の学習から問題を見いだし解決したり、解決の過程や結果を振り返って統一的・発展的に考えたりする」との二つの問題発見・解決の過程が相互に関わっている。

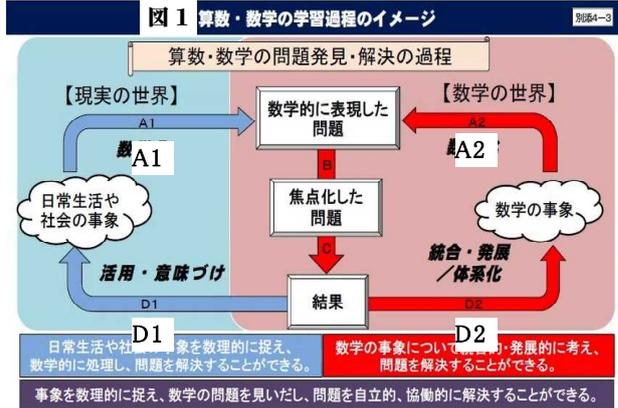


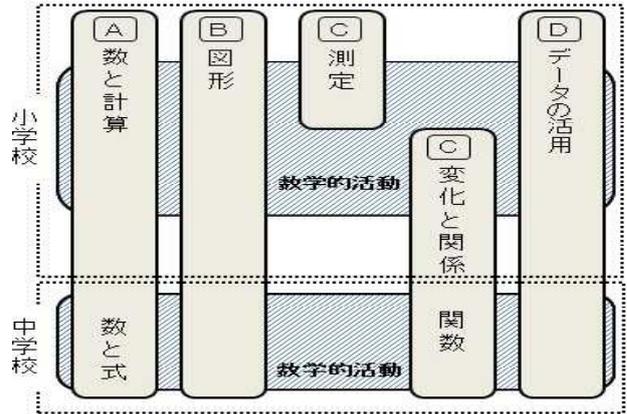
表1 数学的活動一覧 ※1学年では、発達段階の特性（幼児期からの接続）を考慮し表現を区別している。

	数量を見いだし 進んで関わる活動	日常の事象から見いだした 問題を解決する活動	算数の学習場面から見いだ した問題を解決する活動	数学的に表現し 伝え合う活動
1年	身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、数量や形を見いだす活動	日常生活の問題を具体物などを用いて解決したり結果を確かめたりする活動	算数の問題を具体物などを用いて解決したり結果を確かめたりする活動	問題解決の過程や結果を、具体物や図などを用いて表現する活動
2,3年	身の回りの事象を観察したり、具体物を操作したりして、数量や形に進んで関わる活動	日常の事象から見いだした算数の問題を、具体物、図、数、式などを用いて解決し、結果を確かめたりする活動	算数の学習場面から見いだした算数の問題を、具体物、図、数、式などを用いて解決し、結果を確かめる活動	問題解決の過程や結果を、具体物、図、数、式などを用いて表現し伝え合う活動
4,5年		日常の事象から算数の問題を見いだし解決し、結果を確かめたり、日常生活等に生かしたりする活動	算数の学習場面から算数の問題を見いだし解決し、結果を確かめたり、発展的に考察したりする活動	問題解決の過程や結果を、図や式などを用いて数学的に表現し伝え合う活動
6年		日常の事象を数理的に捉え問題を見いだし解決し、解決の過程を振り返り、結果や方法を改善したり、日常生活等に生かしたりする活動	算数学習場面から算数の問題を見いだし解決し、解決過程を振り返り統一的・発展的に考察する活動	問題解決の過程や結果を、目的の応じて図や式などを用いて市医学的に表現し伝え合う活動

4 領域の内容構成と留意点等

「数学的な見方、考え方」を働かせた学習展開と中学校数学との接続を視野に入れて内容の整理

- ◇ 数量図形に関する内容とそれらの考察の方法を基本とする領域
「A 数と計算」「B 図形」「C 測定（下学年）」
- ◇ 事象の変化や数量の関係の把握と問題解決への利用を含む領域「C 変化と関係」
- ◇ 不確定な事象の考察とそこで用いられる考え方や手法などを含む領域「D データの活用」



II 指導計画の作成と内容の取り扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

① 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の中ですべてが実現されるものではない。

ア 単元などの内容や時間のまとまりの中で、例えば、以下の視点で授業改善を進める。

* 主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこにするか。

* 対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか。

* 学びの深まりをつくり出すために、児童が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか。

イ 多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てること。

* 単元のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課題がみられる場合には、それを身に付けるために、児童の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

② 「深い学び」を実現するために授業改善の視点を持つ。

ア 各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方である「見方・考え方」を、習得・活用・探求という学びの過程の中で働かせることを通じてより質の高い深い学びにつなげる。

* 「対話的な学びはどうだったか」「主体的な学びはどうだったのか」振り返りが大切

③ 数学的な見方・考え方が学習を通して成長していくようにする。

2 内容の取扱いについての配慮事項

(1) 考えを表現し伝え合うなどの学習活動（言語活動の充実）

思考力、判断力、表現力等を育成するため、各学年の内容の指導に当たっては、具体物、図、言葉、数、式、表、グラフなどを用いて考えたり、説明したり、互いに自分の考えを表現し伝え合ったり、学び合ったり、高め合ったりするなどの学習活動を積極的に取り入れるようにすること。

III 移行措置期間中の対応について

移行措置期間中の指導については次の表のとおり、内容の一部を追加したり、省略したりする対応を行う。

年度	学年	領域	追加〔○〕及び省略〔●〕
H30	3 学年	量と測定	○メートル法単位の仕組み〔k(キ)、m(ミ)などの接頭語に触れる〕
	4 学年	量と測定	○メートル法単位の仕組み〔k(キ)、m(ミ)などの接頭語に触れる〕
		量と測定	○メートル法の単位の仕組み〔長さや面積の単位の関係を考察する〕
	5 学年	数と計算	●「素数」について
H31	3 学年	量と測定	○メートル法単位の仕組み〔k(キ)、m(ミ)などの接頭語に触れる〕
	4 学年	数と計算	○ある量の何倍かを表すのに小数を用いることを知る
		量と測定	○メートル法の単位の仕組み〔長さや面積の単位の関係を考察する〕
		数量関係	○簡単な場合について、ある二つの数の関係と別の二つの数の関係とを比べる場合に割合を用いる場合があることを知る
	5 学年	量と測定	○メートル法の単位の仕組み〔長さや面積の単位の関係を考察する〕
		量と測定	○速さについて理解し、求めることができるようにする
数と計算		●「素数」について	
	数と計算	●「分数×整数」「分数÷整数」	

5 小学校 理科

I 改訂の趣旨及び要点

1 理科の目標（小学校理科において育成を目指す資質・能力）

自然に親しみ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象についての問題を科学的に解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 (1) 自然の事物・現象についての理解を図り、観察、実験などに関する基本的な技能を身に付けるようにする。 (2) 観察、実験などを行い、問題解決の力を養う。 (3) 自然を愛する心情や主体的に問題解決しようとする態度を養う。

2 理科における「資質・能力」育成のイメージ

理科において育成を目指す資質・能力



3 理科の見方・考え方

「見方・考え方」は資質・能力を育成する過程で児童が働かせる「物事を捉える視点や考え方」である。

(1) 見方について

領域	見方
エネルギー	主として量的・関係的な視点
粒子	主として質的・実体的な視点
生命	主として多様性と共通性の視点
地球	主として時間的・空間的な視点

これらの特徴的な視点はその領域固有のものではなく、その強弱はあるものの、他の領域においても用いられる視点であることや、これら以外にも、理科だけでなく様々な場面で用いられる原因と結果をはじめとして、部分と全体、定性と定量などといった視点もあることに留意する必要がある。

(2) 考え方について

考え方	具体例
比較する	問題を見いだす際に、自然の事物・現象を比較し、差異点や共通点を明らかにすることなどが考えられる。
関係付ける	解決したい問題についての予想や仮説を発想する際に、自然の事物・現象と既習の内容や生活経験と関係付けたり、自然の事物・現象の変化とそれに関わる要因を関係付けたりすることが考えられる。
条件を制御する	解決したい問題について、解決方法を発想する際に、制御すべき要因と制御しない要因を区別しながら計画的に観察、実験などを行うことが考えられる。
多面的に考える	解決したい問題についてお互いの予想や仮説を尊重しながら追究したり観察、実験などの結果を基に、予想や仮説、観察、実験などの方法を振り返り、再検討したり、複数の観察、実験などから得た結果を基に考察したりすることなどが考えられる。

4 内容構成等

	内容区分	領域	内容構成	移行・新設等	留意点
第三学年	A 物質・エネルギー	粒子 エネルギー	(1) 物と重さ ----- (2) 風とゴムの力の働き (3) 光と音の性質 (4) 磁石の性質 (5) 電気の通り道	(3)ア(ウ)の「音」は新設	比較しながら調べる活動を通して自然の事物現象について追究する中で、差異点や共通点を基に、問題を見だし、表現すること
	B 生命・地球	生命 地球	(1) 身の回りの生物 ----- (2) 太陽と地面の様子		
第四学年	A 物質・エネルギー	粒子 エネルギー	(1) 空気と水の性質 ----- (2) 金属、空気、水と温度 (3) 電流の働き		関係付けて調べる活動を通して自然の事物・現象について追究する中で、既習の内容や生活経験を基に、根拠のある予想や仮説を発想し、表現すること
	B 生命・地球	生命 地球	(1) 人の体のつくりと運動 ----- (2) 季節と生物 (3) 雨水の行方と地面の様子 (4) 天気の様子 (5) 月と星	(3)の「雨水の行方と地面の様子」は新設	
第五学年	A 物質・エネルギー	粒子 エネルギー	(1) 物の溶け方 ----- (2) 振り子の運動 (3) 電流がつくる磁力		条件を制御しながら調べる活動を通して自然の事物・現象について追究する中で、予想や仮説を基に、解決の方法を発想
	B 生命・地球	生命 地球	(1) 植物の発芽、成長、結実 (2) 動物の誕生 (3) 流れる水の働きと土地の変化 (4) 天気の変化		

第六学年	A物質・エネルギー	粒子 ----- エネルギー	(1)燃焼の仕組み (2)水溶液の性質 (3)てこの規則性 (4)電気の利用	(4)ア(ア)の「光電池の働き」は4学年からの移行	し、表現すること 多面的に調べる活動を通して自然の事物・現象について追究する中で、より妥当な考えをつくりだし、表現すること
	B生命・地球	生命 ----- 地球	(1)人の体のつくりと働き (2)植物の養分と水の通り道 (3)生物と環境 (4)土地のつくりと変化 (5)月と太陽	(3)ア(イ)の「水中の小さな生物」は5学年からの移行 (3)ア(ウ)の「人と環境との関わり」は新設	

II 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、理科の学習過程を踏まえ、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察・実験を行うなどの、問題を科学的に解決しようとする学習活動の充実を図ること。
- (2) 各学年で育成を目指す思考力、判断力、表現力等については、該当学年において育成することを目指す力のうち、主なものを示したものであり、実際の指導に当たっては、他の学年で掲げている力の育成についても十分に配慮すること。
- (3) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (4) 道徳教育の目標に基づき、道徳科との関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、理科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 問題を見だし、予想や仮説、観察、実験などの方法について考えたり説明したりする学習活動、観察、実験の結果を整理し考察する学習活動、科学的な言葉や概念を使用して考えたり説明したりする学習活動などを重視することによって、言語活動が充実するようにすること。
- (2) 観察、実験などの指導に当たっては、指導内容に応じてコンピューターや情報ネットワークなどを適切に活用できるようにすること。また、プログラミングを体験しながら論理的思考力を身に付けるための学習活動を行う場合には、児童の負担に配慮しつつ、例えば第2の各学年の内容の〔第6学年〕の〔A物質・エネルギー〕の(4)における電気の性質や働きを利用した道具があることを捉える学習など、与えられた条件に応じて動作していることを観察し、更に条件を変えることにより、動作が変化することについて考える場面で取り扱うものとする。
- (3) 生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。
- (4) 天気、川、土地などの指導に当たっては、災害に関する基礎的な理解が図られるようにすること。
- (5) 個々の児童が主体的に問題解決の活動を進めるとともに、日常生活や他教科との関連を図った学習活動、目的を設定し、計測して制御するという考え方に基づいた学習活動が充実するようにすること。
- (6) 博物館や科学学習センターなどと連携、協力を図りながら、それらを積極的に活用すること。

3 事故防止、薬品などの管理

観察、実験などの指導に当たっては、事故防止に十分留意すること。また、環境整備に十分留意するとともに、使用薬品についても適切な措置をとるように配慮すること。

III 移行期間中の対応について

1 移行措置関係規定

- (1) 平成30年度及び平成31年度の第4学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第4学年〕の2A(3)イに規定する事項を省略するものとする。
- (2) 平成31年度の第5学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第5学年〕の2B(2)イに規定する事項を省略するものとする。
- (3) 平成31年度の第6学年の理科の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第4節第2〔第6学年〕の2A(4)ウに規定する事項を省略するものとする。

2 移行措置の内容

年度	移行措置の内容	
平成30年度	第4学年「光電池の働き」を省略	→ 平成32年度に第6学年で指導
平成31年度	第4学年「光電池の働き」を省略	→ 平成33年度に第6学年で指導
	第5学年「水中の小さな生物」を省略	→ 平成32年度に第6学年で指導
	第6学年「電気による発熱」を省略	→ 平成33年度に中学校第2学年で指導
平成32年度	新学習指導要領全面实施	

6 小学校 生活

I 改訂の趣旨及び要点

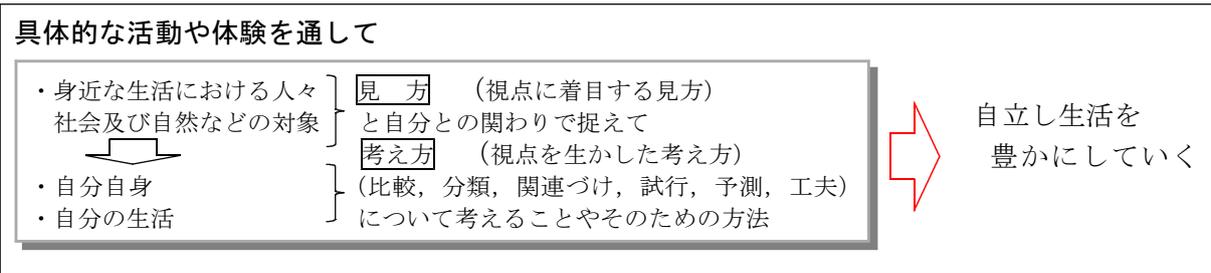
1 生活科の目標

具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自立し生活を豊かにしていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 活動や体験の過程において、自分自身、身近な人々、社会及び自然の特徴やよさ、それらの関わり等に気付くとともに、生活上必要な習慣や技能を身に付けるようにする。
- (2) 身近な人々、社会及び自然を自分との関わりで捉え、自分自身や自分の生活について考え、表現することができるようにする。
- (3) 身近な人々、社会及び自然に自ら働きかけ、意欲や自信をもって学んだり生活を豊かにしたりしようとする態度を養う。

【解説p8～16参考】

2 生活科の教科目標の構成



【解説p10参考】

3 内容構成と留意点等

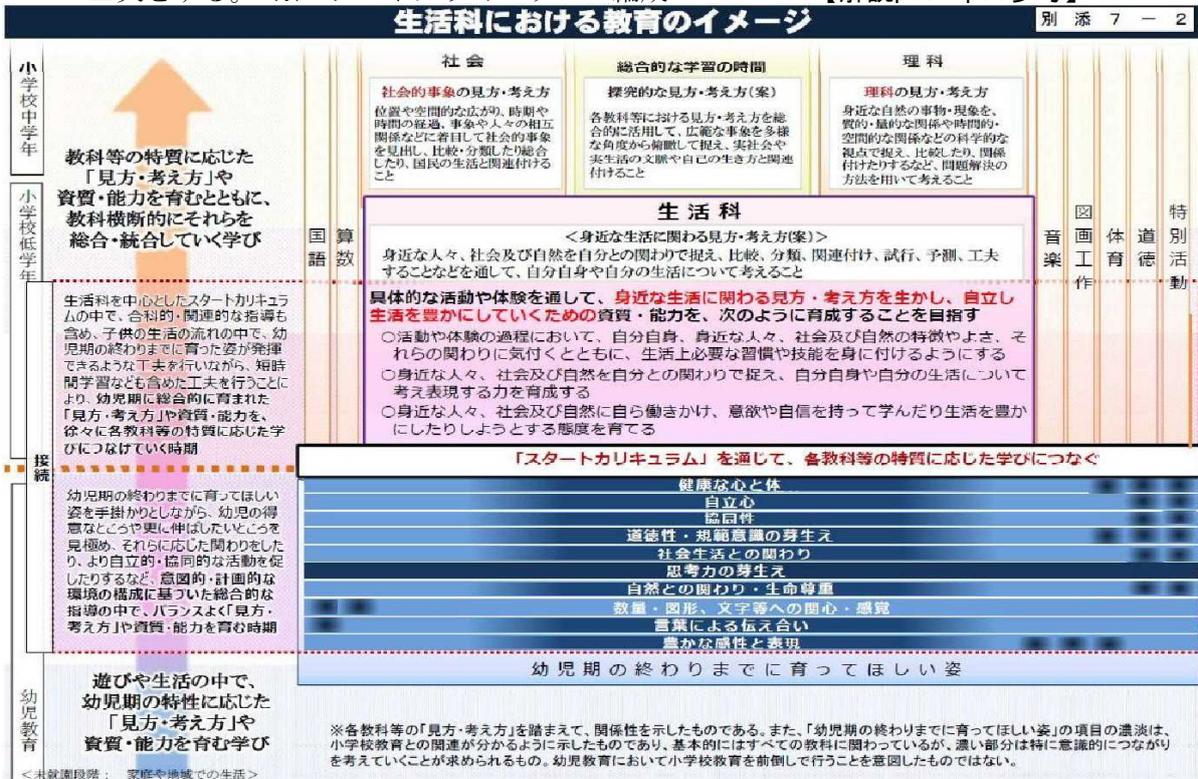
表 生活科の内容の全体構成 【解説p23～49参考】

階層	内容	学習対象・学習活動等	思考力・判断力・表現力の基礎	知識及び技能の基礎	学びに向かう力・人間性等
学校生活に関する内容及び地域の	(1)	・学校生活に関わる活動を行う	・学校の施設の様子や学校生活を支えている人々や友達、通学路の様子やその安全を守っている人々などについて考える	・学校での生活は様々な人や施設と関わっていることが分かる	・楽しく安心して遊びや生活をしたり、安全な登下校をしたりしようとする
	(2)	・家庭生活に関わる活動を行う	・家庭における家族のことや自分でできることなどについて考える	・家庭での生活は互いに支え合っていることが分かる	・自分の役割を積極的に果たしたり、規則正しく健康に気を付けて生活したりしようとする
	(3)	・地域に関わる活動を行う	・地域の場所やそこで生活したり働いたりしている人々について考える	・自分たちの生活は様々な人や場所と関わっていることが分かる	・それらに親しみや愛着をもち、適切に接したり安全に生活したりしようとする
身近な人々、社会及び自然と関わる活動	(4)	・公共物や公共施設を利用する活動を行う	・それらのよさを感じたり働きを捉えたりする	・身の回りにはみんなで作るものがあることやそれらを支えている人々がいることなどが分かる	・それらを大切にし、安全に気を付けて正しく利用しようとする
	(5)	・身近な自然を観察したり、季節や地域の行事に関わったりするなどの活動を行う	・それらの違いや特徴を見付ける	・自然の様子や四季の変化、季節によって生活の様子が変わること気付く	・それらを取り入れ自分の生活を楽しくしようとする
	(6)	・身近な自然を利用したり、身近にある物を使ったりするなどして遊ぶ活動を行う	・遊びや遊びに使う物を工夫してつくる	・その面白さや自然の不思議さに気付く	・みんなと楽しみながら遊びを創り出そうとする
	(7)	・動物を飼ったり植物を育てたりする活動を行う	・それらの育つ場所、変化や成長の様子に関心をもって働きかける	・それらは生命をもっていることや成長していることに気付く	・生き物への親しみをもち、大切にしようとする
	(8)	・自分たちの生活や地域の出来事を身近な人々と伝え合う活動を行う	・相手のことを想像したり伝えたいことや伝え方を選んだりする	・身近な人々と関わることのよさや楽しさが分かる	・進んで触れ合い交流しようとする
成長に関する内容	(9)	・自分自身の生活や成長を振り返る活動を行う	・自分のことや支えてくれた人々について考える	・自分が大きくなったこと、自分でできるようになったこと、役割が増えたことなどが分かる	・これまでの生活や成長を支えてくれた人々に感謝の気持ちをもち、これからの成長への願いをもって、意欲的に生活しようとする

II 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 年間や単元等のみとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。【解説p50】
 - ・児童が具体的な活動や体験を通して、身近な生活に関わる見方・考え方を生かし、自分と地域の人々、社会及び自然との関わりが具体的に把握できるような学習活動の充実を図る。
 - ・校外での活動を積極的に取り入れること。【解説p90～94参考】
- (2) 児童の発達の段階や特性を踏まえ、2学年間を見通して学習活動を設定する。【解説p52】【解説p78～80参考】
- (3) 第2の内容の(7)については、2学年間にわたって取り扱うものとし、動物や植物への関わり方が深まるよう継続的な飼育、栽培を行うようにする。【解説p54】【解説p82参考】
- (4) 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10項目)との関連を考慮する。【解説p55】
 - ・小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通じた総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにする。
 - ・その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をする。 ※スタートカリキュラムの編成 【解説p70～p71参考】



2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 地域の人々、社会及び自然を生かすとともに、それらを一体的に扱うよう学習活動を工夫すること。【解説p64】
- (2) 身近な人々、社会及び自然に関する活動の楽しさを味わうとともに、それらを通して気付いたことや楽しかったことなどについて、言葉、絵、動作、劇化などの多様な方法により表現し、考えることができるようにすること。また、このように表現し、考えることを通じて、気付きを確かめたり、気付いたことを関連付けたりすることができるよう工夫すること。【解説p65】
- (3) 具体的な活動や体験を通して気付いたことを基に考えることができるようにするため、見付ける、比べる、たとえば、試す、見通す、工夫するなどの多様な学習活動を行うようにすること。【解説p66】
- (4) 学習活動を行うに当たっては、コンピュータなどの情報機器について、その特質を踏まえ、児童の発達の段階や特性及び生活科の特質などに応じて適切に活用するようにすること。【解説p68】

III 評価

結果よりも体験そのもの(結果に至るまでの過程を)重視する。移行期間中は現行の指導要領による評価を行う。H32年度からは資質・能力の3項目について評価する。【解説p88】

IV 移行期間中の対応について

平成30年度から新学習指導要領によることができることとする。

7 小学校 音楽

I 改訂の趣旨及び要点

1 目標の改善

(1) 教科の目標

音楽科において育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力」と規定し、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」について示した。

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。 【知識及び技能】
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。 【思考力、判断力、表現力】
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。 【学びに向かう力、人間性等】

●表現及び鑑賞の活動を通して

「表現領域（歌唱、器楽、音楽づくり）」と「鑑賞領域」の2領域を相互に関わらせながら我が国や郷土の伝統音楽を含む我が国及び諸外国の様々な音楽を教材として扱い、児童一人一人の個性や興味・関心を生かした楽しい音楽活動を展開する。

●音楽的な見方・考え方 ⇒音楽科の特質に応じた、物事を捉える視点や考え方

音楽的な見方	音楽的な考え方
児童自ら、音楽に対する感性を働かせ音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉える。	捉えたことと <u>自己のイメージや感情</u> 、捉えたことと <u>生活や文化などを関連付けて考える。</u>

●生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力

児童が、思いや意図をもって表現したり、音楽を味わって聴いたりする過程において、理解したり考えたりしたこと、音楽を豊かに表現できたこと、友達と音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図って交流し共有したり共感したりしたことなどが、自分の生活や自分たちを取り巻く社会とどのように関わり、また、どのような意味があるのかについて意識できる。

例：「みんなで一緒に歌うと楽しいな」、「みんなで心を合わせて歌うことは大切だな」と児童が感じること。

(2) 学年の目標の改善 図1

「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理。

2 内容構成の改善 図2

これまで「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を下記のように分けて示した。

- 「A表現」（歌唱、器楽、音楽づくり）
「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」
- 「B鑑賞」
「知識」、「思考力、判断力、表現力等」

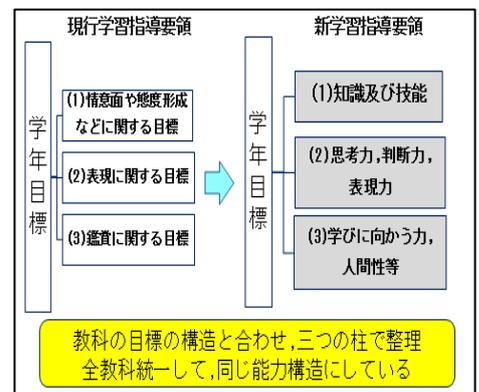


図1 学年の目標の改善

3 学習内容、学習指導の改善・充実

(1) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化 図2

- 「知識」に関する指導内容
「曲想と音楽の構造との関わり」などを理解することに関する具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくり、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。
- 「A表現」の「技能」に関する指導内容
思いや意図などに合った表現をするために必要となる具体的な内容を、歌唱、器楽、音楽づくりの分野ごとに事項として示した。

(2) [共通事項]の指導内容の改善 図2

- アの事項⇒「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力
- イの事項⇒「知識」に関する資質・能力

(3) 言語活動の充実

言語活動⇒表現及び鑑賞を深めていく際に重要な活動（中央教育審議会答申 平成28年度）
音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、音楽科の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるようにする。

(4) 「我が国や郷土の音楽」に関する学習の充実

和楽器を、第3学年及び第4学年にも新たに位置付けた。

教科の目標	学年の目標	内容の構成		
		項目	事項	
(1) 「知識及び技能」の習得に関する目標 表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。	(1) 各学年の「知識及び技能」の習得に関する目標 (2) 各学年の「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標 (3) 各学年の「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標	(1) 歌唱分野における「知識」に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (2) 器楽分野における「知識」に関する事項を身に付けることができるよう指導する。 (3) 音楽づくり分野における「知識」に関する事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 歌唱分野における「思考力、判断力、表現力等」 イ 歌唱分野における「知識」 ウ 歌唱分野における「技能」	
			(1) 鑑賞領域における「知識」に関する事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 器楽分野における「思考力、判断力、表現力等」 イ 器楽分野における「知識」 ウ 器楽分野における「技能」
			(1) 「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。	ア 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「思考力、判断力、表現力等」 イ 表現及び鑑賞の学習において共通に必要な「知識」

図2 教科目標と学年目標及び内容の構成

II 指導計画の作成と内容の取扱い ※抜粋 今回記載していない (5) (6) も確認すること

1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、音楽的な見方・考え方を働かせて、他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさなどを見いだしたりするなど、思考、判断し、表現する一連の過程を大切に学習の充実を図る。
- (2) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)の指導については、ア、イ及びウの各事項を、「B鑑賞」の(1)の指導についてはア及びイの各事項を適切に関連させて指導すること。
- (3) 第2の各学年の内容の[共通事項]は、表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり、「A表現」及び「B鑑賞」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。
- (4) 第2の各学年の内容の「A表現」の(1)、(2)及び(3)並びに「B鑑賞」の(1)の指導については、適宜、[共通事項]を要として各領域や分野の関連を図るようにすること。
- (7) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (8) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、音楽科の特質に応じて適切な指導をすること。
※尚、「内容の取扱いと指導上の配慮事項」に関しては必ず記載内容を確認すること。

III 移行期間中の対応について

平成30年度及び平成31年度の第1学年から第6学年までの音楽の指導に当たっては、現行小学校学習指導要領第2章第6節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新学習指導要領第2章第6節の規定によることができる。

8 小学校 図画工作

I 改訂の趣旨及び要点

1 図画工作科の目標（小学校図工において育成を目指す資質・能力）

表現及び鑑賞の活動を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の形や色などと豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象や事象を捉える造形的な視点について自分の感覚や行為を通して理解するとともに、材料や用具を使い、表し方などを工夫して、創造的につくったり表したりすることができるようにする。
- (2) 造形的なよさや美しさ、表したいこと、表し方などについて考え、創造的に発想や構想をしたり、作品などに対する自分の見方や感じ方を深めたりすることができるようにする。
- (3) つくりだす喜びを味わうとともに、感性を育み、楽しく豊かな生活を創造しようとする態度を養い、豊かな情操を培う。

2 図工科の見方・考え方（造形的な見方・考え方と明記されている）

【造形的な見方・考え方】

「感性や想像力を働かせ、対象や事象を、形や色などの造形的な視点で捉え、自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだすこと」

「感性や想像力を働かせ」－表現及び鑑賞の活動において児童が感性や想像力を十分に働かせることを一層重視、明確にする

「感性」－様々な対象や事象を心に感じ取る働き。知性と一体化して創造性を育む重要なもの。

「想像力」－全ての学年の学習活動において、児童が思いを膨らませたり、想像の世界を楽しんだりすることで重要。

「対象や事象を、形や色などの視点で捉え」－材料や作品、出来事などを、形や色などの視点で捉える。

「造形的な視点」－図画工作で育成する資質・能力を支えるもの

＊具体的に「形や色など」、「形や色などの感じ」、「形や色などの造形的な特徴」

「自分のイメージをもちながら意味や価値をつくりだす」－児童が心の中に像をつくりだしたり、全体的な感じ、情景や姿を思い浮かべたりしながら、自分と対象や事象との関わりを深め、自分にとっての意味や価値をつくりだす。同時に自分自身をもつくりだしている。

3 内容の構成と留意点等

「A表現」－児童が進んで形や色、材料などの関わりながら、つくったり表したりする造形活動を通して「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指すもの。

「B鑑賞」－児童が自分の感覚や体験などを基に、自分たちの作品や親しみのある美術作品などをみたり、自分の見方や感じ方を深めたりする鑑賞活動を通して「思考力、判断力、表現力等」の育成を目指すもの。

〔共通事項〕－表現及び鑑賞の活動の中で、共通に必要な資質・能力である。

表現での造形遊びをする活動や絵や立体、工作に表す活動及び鑑賞する活動は次の事項を指導することになる。

造形遊びをする活動

「A表現」(1)ア	造形遊びをする活動を通して育成する－「思考力、判断力、表現力」
(2)ア	造形遊びをする活動を通して育成する－「技能」
〔共通事項〕(1)ア	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する－「知識」
イ	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する－「思考力、判断力、表現力」

絵や立体、工作に表す活動

「A表現」(1)ア	絵や立体、工作に表す活動を通して育成する－「思考力、判断力、表現力」
(2)ア	絵や立体、工作に表す活動を通して育成する－「技能」
〔共通事項〕(1)ア	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する－「知識」
イ	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する－「思考力、判断力、表現力」

鑑賞する活動

「B鑑賞」(1)ア	鑑賞する活動を通して育成する－「思考力、判断力、表現力」
〔共通事項〕(1)ア	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する－「知識」
イ	「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して育成する－「思考力、判断力、表現力」

II 指導計画の作成と内容の取り扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

①主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようすること。その際造形的な見方・考え方を働かせ、表現及び鑑賞に関する資質・能力を相互に関連させた学習の充実を図ること。

②「A表現」及び「B鑑賞」の関連

第2の各学年の内容の「A表現」及び「B鑑賞」の指導については相互の関連を図るようすること。ただし、「B鑑賞」の指導については、指導の効果を高めるため必要がある場合には、児童や学校の実態に応じて、独立して行うようすること。

③〔共通事項〕の取扱い

第2各学年の内容の〔共通事項〕は表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力であり「A表現」及び「B表現」の指導と併せて、十分な指導が行われるよう工夫すること。

④「A表現」の（1）、（2）の関連と指導に配当する授業時数

第2の各学年の内容の「A表現」については、造形遊びをする活動では、（1）のア及び（2）のアを、絵や立体、工作に表す活動では、（1）のイの及び（2）のイを関連つけて指導すること。その際、（1）のイ及び（2）のイ指導に配当する授業時数については、工作に表すことの内容に配当する授業時数が絵や立体に表すことの内容に配当する授業時数とおおよそ等しくなるように計画すること。

⑤障害のある児童への指導

障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

⑥道徳科などとの関連

第1章総則の第1の2の（2）に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、図画工作科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いと指導上の配慮事項

①児童の個性を生かした内容の取扱い

第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする
児童が個性を生かして活動することができるようにするため、学習活動や表現方法などに幅を持たせるようすること。

②〔共通事項〕のアとイとの関わり

各学年の「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、児童が〔共通事項〕のアとイとの関わりに気付くようすること。

③〔共通事項〕のアの指導

〔共通事項〕のアの指導に当たっては、次の事項に配慮し、必要に応じてその後の学年でくり返し取り上げる

ア 第1学年及び第2学年においては、いろいろな形や色、触った感じなどを捉えること。

イ 第3学年及び第4学年においては、形の感じ、色の感じ、それらの組み合わせによる感じ、色の明るさなどを捉えること

ウ 第5学年及び第6学年においては、動き、奥行き、バランス、色の鮮やかさなどを捉えること。

④児童に思いを大切にされた指導

各学年の「A表現」の指導に当たっては、活動の全過程を通して児童が実現したい思いを大切にしながら活動できるようにし、自分のよさや可能性を見だし、楽しく豊かな創造しようとする態度を養うようすること。

⑤互いのよさや個性などを認め尊重し合うようにする指導

各活動において、互いのよさや個性などを認め尊重し合うようすること。

III 移行期間中の対応について

平成30年度から平成31年度までの第1学年から第6学年までの図画工作の指導に当たっては、現行の小学校学習指導要領第2章第7節の規定にかかわらず、その全部又は一部について新小学校学習指導要領第2章第7節の規定によることができる。

9 小学校 家庭

I 改訂の趣旨及び要点

1 家庭科の目標（小学校家庭科において育成を目指す資質・能力）【解説 P11】

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、生活をよりよくしようと工夫する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 家族や家庭、衣食住、消費や環境などについて、日常生活に必要な基礎的な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、様々な解決方法を考え、実践を評価・改善し、考えたことを表現するなど、課題を解決する力を養う。
- (3) 家庭生活を大切にすることを育み、家族や地域の人々との関わりを考え、家族の一員として、生活をよりよくしようと工夫する実践的な態度を養う。

2 家庭科の見方・考え方（2学年間を表記）【解説 P17】

【家庭科の見方・考え方】

家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、「協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築」等の視点で捉え、生涯にわたって、自立し共に生きる生活を創造できるよう、よりよい生活を営むために工夫すること。

【空間軸・時間軸の視点】

空間軸の視点では、家庭、地域、社会という空間的な広がりから、小学校では主に家庭を視点とする。時間軸の視点では、これまでの生活、現在の生活、これからの生活、生涯を見通した生活という時間的な広がりから学習対象を捉え、学校段階を踏まえて小学校は主にこれまでの生活・現在の生活を視点とする。

【学習過程】

生活の中から問題を見だし、課題を設定し、解決方法を検討し、計画、実践、評価・改善するという一連の学習過程を重視する。

3 内容構成と留意点等【解説 P19～65】

	内容の概要	内容構成	留意点等
第五学年及び第六学年	A 家族・家庭生活	(1) 自分の成長と家族・家庭生活 (2) 家庭生活と仕事 (3) 家族や地域の人々との関わり (4) 家族・家庭生活についての課題と実践	(1) 2学年間を見通したガイダンス 家族の大切さ、家族の協力 (2) 仕事の分担、生活時間の使い方 (3) 幼児や高齢者との関わり (4) 家庭や地域などの日常生活の中から問題を設定し計画・実践
	B 衣食住の生活	(1) 食事の役割 (2) 調理の基礎 (3) 栄養を考えた食事 (4) 衣服の着用と手入れ (5) 生活を豊かにするための布を用いた製作 (6) 快適な住まい方	(1) 食事の大切さ、食事の仕方、 (2) ゆでる材料で青菜やじゃがいもを扱う、和食の基本とだしの役割 調理器具の扱い方、調理の手順 (3) 五大栄養素と体内での働き、献立構成要素、1食分の献立作成 (4) 快適な着方、手入れの仕方 (5) 袋物の製作、手順や製作計画、ゆとりと縫い代、手縫いやミシン縫い、安全な用具の扱い方、 (6) 季節に合った住まい、整理・整頓
	C 消費生活・環境	(1) 物や金銭の使い方と買物 (2) 環境に配慮した生活	(1) 売買契約の基礎にも触れる (2) 生活と環境の関わり、物の使い方

II 指導計画の作成と内容の取扱い【解説 P66～78】

1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
 - ・生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、知識を生活体験等と関連付ける。
 - ・日常生活の中から問題を見いだして様々な解決方法を考え、他者と意見交流し、実践を評価・改善して、新たな課題を見いだす過程を重視した学習の充実を図る。
- (2) 第2の内容の「A家族・家庭生活」から「C消費生活・環境」までの各項目に相当する授業時数及び各項目の履修学年については、児童や学校、地域の実態等に応じて各学校において適切に定めること。
 - ・「A家族・家庭生活」の(1)のアについては、第4学年までの学習を踏まえ、2学年間の学習の見通しをもたせるために、第5学年の最初に履修させ、ガイダンスとして扱う。
 - ・「A家族・家庭生活」、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」の学習と関連させるようにする。
- (3) 第2の内容の「A家族・家庭生活」の(4)については、実践的な活動を家庭や地域などで行うことができる。2学年間で一つ又は二つの課題を設定して履修させること。
 - ・「A家族・家庭生活」の(2)又は(3)、「B衣食住の生活」、「C消費生活・環境」で学習した内容との関連を図り、課題を設定できるようにする。
- (4) 第2の内容の「B衣食住の生活」の(2)及び(5)については、学習の効果を高めるため、2学年間にわたって取り扱い、平易なものから段階的に学習できるよう計画すること。
- (5) 題材の構成に当たっては、児童や学校、地域の実態を的確に捉えるとともに、内容相互の関連を図り、指導の効果を高めるようにすること。（カリキュラム・マネジメント）
 - ・他教科等との関連を明確にするとともに、中学校の学習を見据え、系統的に指導ができるようにする。
- (6) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的・組織的に行うこと。（インクルーシブ教育システムの構築）
- (7) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、家庭科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 衣食住など生活の中の様々な言葉を実感を伴って理解する学習活動や、自分の生活における課題を解決するために言葉や図表などを用いて生活をよりよくする方法を考えたり、説明したりするなどの学習活動の充実を図ること。
- (2) コンピュータや情報通信ネットワークを積極的に活用して、実習等における情報の収集・整理や、実践結果の発表などを行うことができるように工夫すること。
- (3) 生活の自立の基礎を培う基礎的・基本的な知識及び技能を習得するために、調理や製作等の手順の根拠について考えたり、実践する喜びを味わったりするなどの実践的・体験的な活動を充実すること。
- (4) 学習内容の定着を図り、一人一人の個性を生かし伸ばすよう、児童の特性や生活体験などを把握し、技能の習得状況に応じた少人数指導や教材・教具の工夫など個に応じた指導の充実に努めること。
- (5) 家庭や地域との連携を図り、児童が身に付けた知識及び技能などを日常生活に活用できるように配慮すること。

III 移行期間中の対応について

平成30年度及び平成31年度の家庭科の指導にあたっては新学習指導要領の規定によることができるが、目標及び内容を2学年まとめて示している教科であるため、特に、平成31年度の指導に当たっては翌年度を見通した適切な指導計画を作成して指導し、平成32年度の指導に当たっては、前年度における指導内容を踏まえて適切な指導計画を作成して指導する必要があることに十分に留意し、新小学校学習指導要領に円滑に移行できるようにすること。

10 小学校 体育

I 改訂の趣旨及び要点

1 体育科の目標（小学校体育科において育成を目指す資質・能力）

体育や保健の見方・考え方を働かせ，課題を見付け，その解決に向けた学習過程を通して，心と体を一体として捉え，生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) その特性に応じた各種の運動の行い方及び身近な生活における健康・安全について理解するとともに，基本的な動きや技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自己の課題を見付け，その解決に向けて思考し判断するとともに，他者に伝える力を養う。
- (3) 運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し，楽しく明るい生活を営む態度を養う。

2 体育や保健の見方・考え方

【体育の見方・考え方】

生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ

見方 運動やスポーツをその価値や特性に着目して，

楽しさや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え

考え方 自己の適性に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付ける
小学校においては ↓

見方 運動やスポーツが楽しさや喜びを味わうことや体力の向上につながっていることに着目するとともに，

考え方 「すること」だけでなく「みること」，「支えること」，「知ること」など，自己の適性等に応じて多様な関わり方について考えること。

【保健の見方・考え方】

疾病や傷害を防止するとともに，生活の質や生きがいを重視した健康に関する観点を踏まえ

見方 個人及び社会生活における課題や情報を，健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え

考え方 疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上，健康を支える環境づくりと関連づける
小学校においては ↓

見方 身近な生活における課題や情報を，保健領域で学習する病気の予防やケガの手当の原則及び，健康で安全な生活についての概念等に着目して捉え

考え方 病気にかかったり，ケガをしたりするリスクの軽減や心身の健康の保持増進と関連づけること

II 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

体育科の目標を達成するためには，意図的，計画的に学習指導を展開することが必要である。このためには，学校や地域の実態及び児童の心身の発達の段階や特質を十分考慮して，小学校6年間の見通しに立って，各学年の目標や内容，授業時数，単元配当等を的確に定め，年間を通して運動の実践が円滑に行われるなど調和のとれた指導計画を作成することが大切である。

指導計画の作成にあたって留意すべき事項として，次の点に配慮をすることが大切である。

- (1) 体育科においては，体育や保健の見方・考え方を働かせ，課題の解決を図るとともに，学習活動を通して運動の楽しさや喜びを味わったり健康の大切さを実感したりすることを重視することが大切である。
- (2) 一部の領域の指導に偏ることのないよう授業時数を配当すること。
- (3) 保健領域に配当する授業時数は，第3学年及び第4学年の2学年間で8時間程度，第5学年及び第6学年の2学年間で16時間程度とする。

- (4) 保健については、効果的な学習が行われるよう適切な時期に、ある程度まとまった時間を配当すること。
- (5) 低学年においては、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期までに育て欲しい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (6) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (7) 道徳科などとの関連を考慮しながら、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 個々の児童の運動経験や技能の程度などに応じた指導の工夫
特に、運動を苦手と感じている児童や、運動に意欲的に取り組まない児童への指導を工夫するとともに、障害のある児童などへの指導の際には、周りの児童が様々な特性を尊重するよう指導すること。
- (2) 言語活動のさらなる充実
筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意すること。
- (3) 情報手段の積極的な活用
コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、各領域の特質に応じた学習活動を行うことができるように工夫すること。
- (4) 体験を伴う学習の充実
運動領域におけるスポーツとの多様な関わり方や保健領域の指導については、具体的な体験を伴う学習を取り入れるよう工夫すること。
- (5) 「体づくりの運動遊び」「体づくりの運動」については、各学年の各領域においてもその趣旨を生かした指導ができること。
- (6) 「水遊び」及び「水泳運動」については、適切な水泳場の確保が困難な場合はこれらを取り扱わないことができるが、これらの心得については、必ず取り上げること。
- (7) オリンピック・パラリンピックに関する指導の充実
オリンピック・パラリンピックに関する指導として、フェアなプレイを大切にするなど、児童の発達の段階に応じて、各種の運動を通してスポーツの意義や価値に触れることができるようにすること。
- (8) 集合、整頓、列の増減などの行動の仕方を身に付け、能率的で安全な集団としての行動ができるようにするための指導については、「体づくりの運動遊び」及び「体づくりの運動」をはじめとして、各学年の各領域(保健を除く)において適切に行うこと。
- (9) 自然との関わり方の深い雪遊び、氷上遊び、スキー、スケート、水辺活動などの指導については、学校や地域の実態に応じて積極的に行うことに留意すること。
- (10) 保健の内容のうち運動、食事、休養及び睡眠については、食育の観点も踏まえつつ、健康的な生活習慣の形成に結びつくよう配慮するとともに、保健を除く第3学年以上の各領域及び学校給食に関する指導においても関連した指導を行うようにすること。
- (11) 保健の指導に当たっては、健康に関心を持てるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと。

3 体育・健康に関する指導

年間計画を作成するに当たっては、小学校学習指導要領の総則第1の2の(3)「学校における体育・健康に関する指導」との関連を十分に考慮することが重要である。

<クラブ活動、運動部の活動>

クラブ活動は、学校において適切な授業時数をあてるものとしており、学校や地域の実態等を考慮しつつ、児童の興味・関心を踏まえて計画的に実施することが大切である。

4 その他

保健領域については、第5・6学年「心の健康」、「けがの防止」に技能の内容が構成された。なお、運動領域との関連を重視する観点から、「健康な生活」、「体の発達・発育」、「病気の予防」については、運動に関する内容を充実して示すこととした。

Ⅲ 移行期間中の対応について

教科書の対応を要するものでないため、新学習指導要領解説（体育編）を参照の上、積極的に取り組みができるようにすること。

11 小学校 特別の教科 道徳

I 改訂の趣旨及び要点

1 道徳教育の目標及び道徳科の目標

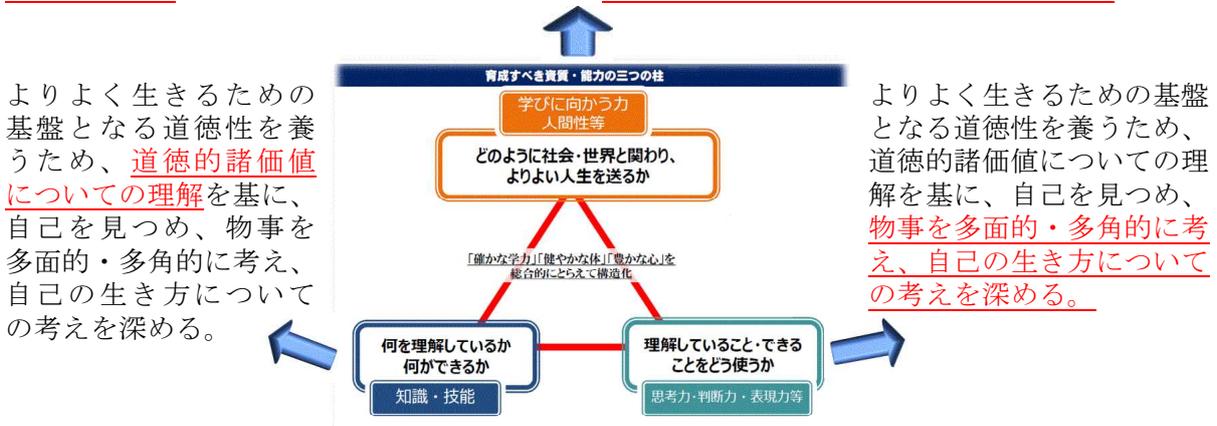
道徳教育の目標
 道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うこと。

道徳科の目標
 道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践的意欲と態度を育てる。

2 道徳科の資質・能力について

道徳科では、資質・能力の3つの柱をもとに分節することはできないものの、それぞれ道徳科の目標に係る下線部分を重視するといった整理が考えられる。

よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める。



3 道徳科の見方・考え方について

道徳科については、道徳科の目標と絡め、「様々な事象を、道徳的諸価値の理解を基に自己との関わりで多面的・多角的に捉え、自己の生き方についての考えること」であるとした。

4 内容項目の指導の観点

視点	1、2学年 (19)	3、4学年 (20)	5、6学年 (22)
	A 主として自分自身に関すること		
善悪の判断、自律、自由と責任	(1) よいことと悪いこととの区別をし、よいと思うことを進んで行うこと。	(1) 正しいと判断したことは、自信をもって行うこと。	(1) 自由を大切にし、自律的に判断し、責任のある行動をすること。
正直、誠実	(2) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活すること	(2) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で生活すること。	(2) 誠実に、明るい心で生活すること。
節度、節制	(3) 健康や安全に気をつけ、者や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする事。	(3) 自分でできることは自分でやり、安全に気をつけ、よく考えて行動し、節度のある生活をする事。	(3) 安全に気をつけることや、生活習慣の大切さについて理解し、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛けること。
個性の伸長	(4) 自分の特徴に気づくこと。	(4) 自分の特徴に気づき、長所を伸ばすこと。	(4) 自分の特徴を知って、短所を改め長所を伸ばすこと。
希望と勇気、努力と強い意志	(5) 自分のやるべき勉強や仕事をしっかりと行うこと。	(5) 自分でやろうと決めた目標に向かって、強い意志をもち、粘り強くやり抜くこと。	(5) より高い目標を立て、希望と勇気をもち、困難があってもくじけずに努力して物事をやり抜くこと。
真理の探求			(6) 真理を大切にし、物事を探究しようとする心をもつこと。

B 主として人との関わりに関すること			
親切、思いやり	(6) 身近にいる人に温かい心で接し、親切にすること。	(6) 相手のことを思いやり、進んで親切にすること。	(7) 誰に対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立って親切にすること。
感謝	(7) 家族など日頃世話になっている人々に感謝すること。	(7) 家族など生活を支えてくれている人々や現在の生活を築いてくれた高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接すること。	(8) 日々の生活が家族や過去からの多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それに応えること。
礼儀	(8) 気持ちのよい挨拶、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接すること。	(8) 礼儀の大切さを知り、誰に対しても真心をもって接すること。	(9) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接すること。
友情、信頼	(9) 友達と仲よくし、助け合うこと。	(9) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合うこと。	(10) 友達と互いに信頼し、学び合って友情を深め、異性についても理解しながら、人間関係を築いていくこと。
相互理解、寛容		(10) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること。	(11) 自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を尊重すること。
C 主として集団や社会との関わりに関すること			
規則の尊重	(10) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切にすること。	(11) 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守ること。	(12) 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切にし、義務を果たすこと。
公正、公平、社会正義	(11) 自分の好き嫌いとらわれないで接すること。	(12) 誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること。	(13) 誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接し、正義の実現に努めること。
勤労、公共の精神	(12) 働くことのよさを知り、みんなのために働くこと。	(13) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働くこと。	(14) 働くことや社会に奉仕することの充実感を味わうとともに、その意義を理解し、公共のために役に立つことをすること。
家族愛、家庭生活の充実	(13) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族	(14) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭	(15) 父母、祖父母を敬愛し、家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをすること。
よりよい学校生活、集団生活の充実	(14) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくすること。	(15) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級や学校をつくること。	(16) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合ってよりよい学級や学校をつくるとともに、様々な集団の中での自分の役割を自覚して集団生活の充実に努めること。
伝統と文化の尊重、国や郷土を愛する態度	(15) 我が国や郷土の文化と生活に親しみ、愛着をもつこと。	(16) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、国や郷土を愛する心をもつこと。	(17) 我が国や郷土の伝統と文化を大切にし、先人の努力を知り、国や郷土を愛する心をもつこと。
国際理解、国際親善	(16) 他国の人々や文化に親しむこと。	(17) 他国の人々や文化に親しみ、関心をもつこと。	(18) 他国の人々や文化について理解し、日本人としての自覚をもって国際親善に努めること。
D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること			
生命の尊さ	(17) 生きることのすばらしさを知り、生命を大切にすること。	(18) 生命の尊さを知り、生命あるものを大切にすること。	(19) 生命が多くの生命のつながりの中にあるかけがえのないものであることを理解し、生命を尊重すること。
自然愛護	(18) 身近な自然に親しみ、動植物に優しい心で接すること。	(19) 自然のすばらしさや不思議さを感じ取り、自然や動植物を大切にすること。	(20) 自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。
感動、畏敬の念	(19) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつこと。	(20) 美しいものや気高いものに感動する心をもつこと。	(21) 美しいものや気高いものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつこと。
よりよく生きる喜び			(22) よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じることを。

II 指導計画の作成と内容の取扱い

1 指導計画作成上の配慮事項

道徳の指導計画については、道徳教育の全体計画に基づき、各教科等と関連を考慮しながら作成するものとする。学校に当たっては、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全職員で取り組むことから、道徳教育推進教師を中心として道徳教育の全体計画に基づく道徳科の年間指導計画（別葉含む）を作成する必要がある。

2 道徳科の指導

道徳科においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画（別葉含む）に基づき、児童や学級の実態に即して適切な指導を展開しなければならない。

3 指導の配慮事項

- (1) 校長や教頭などの参加、他教師との協力的な指導などについて工夫し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。
- (2) 道徳科が学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要としての役割を果たすことができるよう、計画的・発展的な指導を行うこと。特に、道徳教育としては取り扱う機会が十分ではない内容項目に関わる指導を補うことや、児童や学校の実態等を踏まえて指導をより一層深めること、内容項目の相互の関連を捉えなおしたり発展させたりすること。
- (3) 児童自ら道徳性を養う中で、自らを振り返って成長を実感したりこれからの課題や目標を見つけたりすることができるよう、主体性を養うための指導を行うこと。
- (4) 多様な感じ方や考え方に接する中で、考えを深め、判断し、表現する力を育むことができるよう、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動を充実すること。
- (5) 道徳の特質を理解し、教師児童、児童相互の信頼関係を基盤にしながら、問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等、多様な指導方法を取り入れた授業を工夫すること。
- (6) 情報モラルや持続可能な発展を巡っては、環境、貧困、人権、平和等の現代的な課題など、答えが定まっていない課題を多面的・多角的視点から考え続ける姿勢を育てること。その際、特定の見方や考え方に偏った指導を行うことのないようにすること。
- (7) 道徳科の授業を公開したり、道徳科への授業への積極的な参加や協力を得るなど、家庭や地域社会との連携による指導の工夫を行うこと。

4 道徳科の教材に求められる内容の観点

教材については、教育基本法や学校教育法その他の法令に従い、次の観点に照らし適切と判断されるものであること。

- (1) 児童の発達の段階に即し、ねらいを達成するのにふさわしいものであること。
- (2) 人間尊重の精神にかなうものであって、悩みや葛藤等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題も含め、児童が深く考えることができ、人間としてよりよく生きる喜びや勇気を与えられるものであること。
- (3) 多様な見方や考え方のできる事柄を取り扱う場合には、特定の見方や考え方に偏った取扱いがなされていないものであること。

III 道徳科の評価について

それぞれの授業における指導のねらいとの関わりにおいて、児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を様々な方法で捉えて、個々の児童の成長を促すとともに、それによって自らの指導を評価し、改善に努めることが大切である。

- (1) 一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが大切である。
- (2) 指導する教師一人一人が質の高い多様な指導方法へと指導の改善を行い、学習意欲の向上に生かすよう、児童一人一人の状況を踏まえた評価を工夫すること。
- (3) 評価のための具体的な工夫として、児童の学習の過程や成果などの記録を計画的にファイル等に蓄積したり、作文やレポート、スピーチやプレゼンテーションなど具体的な学習の過程を通じて児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を把握することが考えられる。
- (4) 学習評価の妥当性、信頼性を担保するために、学校として組織的・計画的に評価が行われるよう、学年ごとに評価のために集める資料や評価方法等を明確にしておくこと、評価結果について教師間で検討し評価の視点などについて共通理解を図ること、評価に関する実践事例を蓄積し共有すること。
- (5) 発達障害等のある児童や海外から帰国した児童、日本語の習得に困難な児童等に対してそれぞれの児童が置かれている状況に配慮した指導を行いつつ、丁寧に見取るよう配慮すること。

12 小学校 外国語活動・外国語

I 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方

外国語で表現し伝え合うため、外国語やその背景にある文化を、社会や世界、他者との関わりに着目して捉え、コミュニケーションを行う目的や場面、状況等に応じて、情報を整理しながら考えなどを形成し、再構築すること。

II 外国語活動（小学校3，4学年）

1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- ① 外国語を通して、言語や文化について体験的に理解を深め、日本語と外国語との音声の違い等に気付くとともに、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しむようにする。
- ② 身近で簡単な事柄について、外国語で聞いたり話したりして自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養う。
- ③ 外国語を通して、言語やその背景にある文化に対する理解を深め、相手に配慮しながら、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

2 内容

[知識及び技能]

- (1) 英語の特徴等に関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して、次の事項を体験的に身に付けることができるよう指導する。

ア 言語を用いて主体的にコミュニケーションを図ることの楽しさや大切さを知ること。

イ 日本と外国の言語や文化について理解すること。

[思考力、判断力、表現力等]

- (2) 情報を整理しながら考えなどを形成し、英語で表現したり、伝え合ったりすることに関する事項・・・具体的な課題等を設定し、コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、情報や考えなどを、表現することを通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 自分のことや身近で簡単なことからの語句や基本的な表現を使って、相手に配慮しながら、伝え合うこと。

イ 身近で簡単な事柄について、自分の考えや気持ちなどが伝わるよう、工夫して質問をしたり質問に答えたりすること。

- (3) 言語活動及び言語の働きに関する事項

ア 聞くこと イ 話すこと [やりとり] ウ 話すこと [発表]

3 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 指導計画の作成に当たっては、第5学年及び第6学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら、次の事項に配慮するものとする。

- ア 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、具体的な課題等を設定し、児童が外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせながら、コミュニケーションの目的や場面、状況などを意識して活動を行い、英語の音声や語彙、表現などの知識を、三つの領域における実際のコミュニケーションにおいて活用する学習の充実を図ること。
- イ 学年ごとの目標を適切に定め、2学年間を通じて外国語活動の目標の実現を図るようにすること。
- ウ 実際に英語を用いて互いの考えや気持ちを伝え合うなどの言語活動を行う際は、2の(1)に示す事項について理解したり練習したりするための指導を必要に応じて行うこと。また、英語を初めて学習することに配慮し、簡単な語句や基本的な表現を用いながら、友達との関わりを大切にしながら体験的な言語活動を行うこと。
- エ 言語活動で扱う題材は、児童の興味・関心に合ったものとし、国語科や音楽科、ウが図画工作科など、他教科で児童が学習したことを活用したり、学校行事で扱う内容と関連付けたりするなどの工夫をすること。
- オ 外国語活動を通して、外国語や外国の文化のみならず、国語や我が国の文化についても併せて理解を深めるようにすること。言語活動で扱う題材についても、我が国の文化や、英語の背景にある文化に対する関心を高め、理解を深めようとする態度を養うのに役立つものとする。

4 移行期間中の対応について

- (1) 新たに年間15単位時間を確保し、外国語活動を実施する。高学年との接続の観点から必要最低限の内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
 ＊年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる。
- (2) 移行措置で扱う主な内容（15単位時間相当）

3 学年	4 学年
1 「世界の言語」 ・様々な言語があることに気付く	1 「天気と遊び」 ・様々な動作を表す語に慣れ親しむ
2 「好きな色 好きな物」 ・日本との音声の違いに気付く ・英語の表現に慣れ親しむ	2 「持ち物・文房具」 ・2往復以上のやり取りを行う
3 「アルファベットの大文字」 ・文字の読み方に慣れ親しむ	3 「アルファベットの小文字」 ・文字の読み方に慣れ親しむ
4 「身の回りの物」 ・日本語との言葉の成り立ちの違いに気付く ・2往復以上のやり取りを経験する	4 「学校・教室」 ・様々な動作を表す語を使って道案内する
5 「人・動物」 ・まとまりのある話を聞いて分かる	5 「日課」 ・まとまりのある話を聞いて分かる

Ⅲ 外国語（小学校5，6学年）

1 目標

外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や文字，語彙，表現，文構造，言語の働きなどについて，日本語と外国語との違いに気付き，これらの知識を理解するとともに，読むこと，書くことに慣れ親しみ，聞くこと，読むこと，話すこと，書くことによる実際のコミュニケーションにおいて活用できる基礎的な技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，身近で簡単な事柄について，聞いたり話したりするとともに，音声で十分に慣れ親しんだ外国語の語彙や基本的な表現を推測しながら読んだり，語順を意識しながら書いたりして，自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め，他者に配慮しながら，主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

2 内容

[知識及び技能]

- (1) 英語の特徴やきまりに関する事項

実際に英語を用いた言語活動を通して，次に示す言語材料のうち，1に示す五つの領域別の目標を達成するのにふさわしいものについて理解するとともに，言語材料と言語活動とを効果的に関連付け，実際のコミュニケーションにおいて活用できる技能を身に付けることができるよう指導する。

ア 音声

イ 文字及び符号

ウ 語，連語及び慣用表現

(ア) 語 600～700語程度の語

(イ) 連語 *get up*, *look at* などの活用頻度の高い基本的なもの

(ウ) 慣用表現のうち，*excuse me*, *I see*, *I'm sorry*, *thank you*, *you're welcome* などの活用頻度の高い基本的なもの

エ 文及び文構造

日本語と英語の語順の違い等に気付かせるとともに，基本的な表現として，意味のある文脈でのコミュニケーションの中で繰り返し触れることを通して活用すること。

(ア) 文 単文，肯定，否定の平叙文，命令文，疑問文，疑問詞，代名詞，動名詞，過去形のうち，活用頻度の高い基本的なものを含むもの

(イ) 文構造

a 主語＋動詞

b 主語＋動詞＋補語のうち，主語＋*be*動詞＋（名詞，代名詞，形容詞）

c 主語＋動詞＋目的語のうち，主語＋動詞＋（名詞，代名詞）

[思考力，判断力，表現力等]

- (2) 情報を整理しながら考えなどを形成し，英語で表現したり，伝え合ったりすることに関する事項・・・具体的な課題等を設定し，コミュニケーションを行う目的や場面，状況などに応じて，情報を整理しながら考えなどを形成し，これらを表現することを通して，次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 身近で簡単な事柄について，伝えようとする内容を整理した上で，簡単な語句や

基本的な表現を用いて、自分の考えや気持ちなどを伝え合うこと。
 イ 身近で簡単な事柄について、音声で十分に慣れ親しんだ簡単な語句や基本的な表現を推測しながら読んだり、語順を意識しながら書いたりすること。

(3) 言語活動及び言語の働きに関する事項
 ア 聞くこと イ 読むこと ウ 話すこと [やりとり] エ 話すこと [発表]
 オ 書くこと

*特に「読むこと」「書くこと」に関しては、音声で十分に慣れ親しんだ語句や表現を書き写したりするなど、学習者の負担にならないよう配慮すること。

3 指導計画作成上の配慮事項（新指導要領p142～より一部抜粋）

- (1) 指導計画の作成に当たっては、第3学年及び第4学年並びに中学校及び高等学校における指導との接続に留意しながら、次の事項に配慮するものとする。
 ア, イ, ウ, エ, オ, カ, キ
- (2) 2の内容の取り扱いについては、次の事項に配慮するものとする。
 ア 2の(1)に示す言語材料については、平易なものから難しいものへと段階的に指導すること。また、児童の発達の段階に応じて、聞いたり読んだりすることを通して意味を理解できるように指導すべき事項とがあることに留意すること。

4 移行期間中の対応について

- (1) 新学習指導要領に円滑に移行するため、平成30年度からの2年間は、全ての小学校において、「外国語科」「外国語活動」の内容のうち、中学校との接続の観点から必要最低限の内容を指導。これに加えて、各学校の判断により、より多くの内容を指導することも可能。
- (2) 新たに年間15単位時間を加え、50単位時間を確保し、外国語活動の内容に加えて、外国語の内容を扱う。外国語科の内容については、中学校との接続の観点から必要最低限の内容と、それを活用して行う言語活動を中心に扱う。
 *年間総授業時数及び総合的な学習の時間の授業時数から15単位時間を超えない範囲内の授業時数を減じることができる。
- (3) 移行措置でHi, friends!に加えて扱う主な内容（15単位時間相当）

5 学年		6 学年	
1	「行事・誕生日」 ・英語の文字の認識を深める	1	「自己紹介」 ・まとまりのある話を聞いて意味を理解する
2	「できること」 ・文字の音に気付く ・第三者を紹介する	2	「人物紹介」 ・語順や日本語との語順の違いに気付く
3	「位置と場所」 ・文字の音に慣れ親しむ ・簡単な語句を読んだり書き写したりする	3	「自分たちの町・地域」 ・語順や語と語の区切りに注意して書き写す
4	「料理・値段」 ・丁寧な表現を使って依頼したり応じたりする	4	「夏休みの思い出」 ・過去のことを伝え合う
5	「あこがれの人」 ・その場で考えながらやり取りをする	5	「中学校生活・部活動」 ・中学校でやりたいことを伝え合う

13 小学校 総合的な学習の時間

I 改訂の趣旨及び要点

1 総合的な学習の時間の目標（育成を目指す資質・能力）【解説P8】

探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

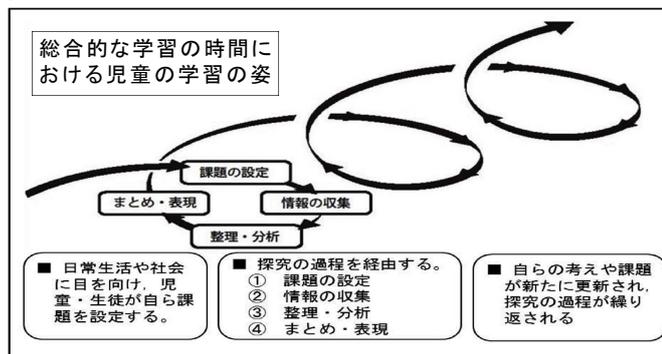
- (1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

2 「探究的な見方・考え方を働かせること」と「横断的・総合的な学習を行うこと」【解説P9】

(1) 探究的な見方・考え方と、探究的な学習の過程（総合的な学習の時間の本質）

探究的な見方・考え方の二つの要素

- ① 各教科等における見方・考え方を総合的に働かせること
- ② 総合的な学習の時間に固有な見方・考え方を働かせること
（広範な事象を、多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の生き方を問い続けること）



(2) 横断的・総合的な学習を行うこと

学習の対象や領域が特定の教科等に留まらないこと ⇒ 教科等の枠を超えて探究する価値のある課題（探究課題）について、各教科等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくこと

3 総合的な学習の時間で育成することを目指す資質・能力【解説P13】

(1) 探究的な学習の過程において、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究的な学習のよさを理解するようにする。

【生きて働く知識・技能の習得】

具体的・個別的な事実だけでなく、それらが複雑に絡み合っている状況についても理解できるようになる。探究の過程を通して、自分自身で取捨・選択し、整理し、既に持っている知識や体験と結び付けながら、構造化され、身に付けていくものである。

(2) 実社会や実生活の中から問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理分析して、まとめ・表現することができるようにする。

【未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力等の育成】

「思考力・判断力・表現力等」は、「知識及び技能」とは別に存在していたり、「知識及び技能」を抜きにして育成したりできるものではない。いかなる課題や状況に対しても、「知識及び技能」が自在に駆使できるものとなるよう指導を工夫すること。

(3) 探究的な学習に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養う。

【学びを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力・人間性等の涵養】

よりよい生活や社会の創造に向けて、自他を尊重すること、自ら取り組んだり異なる他者と力を合わせたりすることや、社会に寄与し貢献することなどの適正かつ好ましい態度として「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」を活用・発揮しようとする。

II 「総合的な学習の時間」の全体計画様式例（解説P18参考）

目標 (第1) 学校目標 (第2の1) 内容 (第2の2) 学校が設定する目標及び内容の取扱い (第2の3)	第1 目標【解説P8】 (1) 「知識及び技能」 (2) 「思考力、判断力、表現力等」 (3) 「学びに向かう力、人間性等」	各学校の教育目標 (1) (2) (3)	各教科等で育成する資質・能力（相互に関連づけ、学習や生活において生かし、それらが総合的に働くようにする）	
	各学校が定める総合的な学習の時間の目標【解説P19、P22、小P66中P63】 その学校が総合的な学習の時間で育成することを目指す資質・能力（※中学校との接続を視野に） 「① 目標に示された二つの基本的な考え方」「② 育成すべき資質・能力の三つの柱」			
指導計画 (第3の1) 内容の取扱い (第3の2)	各学校が定める内容【解説P21、P26、小P69中P66】		育まれ、活用されるようにすること	
	目標を実現するにふさわしい探究課題（何について学ぶか）【解説P27、P70、P73】 現代的な諸課題に対応する総合的・横断的な課題（国際理解、情報、環境、福祉・健康など）【解説P28、小P70中P67】 地域や学校の特色に応じた課題（地域の人々の暮らし、伝統と文化など）【解説P28、小P71中P68】 児童生徒の興味・関心に基づく課題（ものづくり、生命等）【解説P29、小P71中P68】 職業や自己の将来に関する課題【中学校解説P69】	探究課題を解決することを通して育成する資質・能力（何ができるようになるか）【解説P29、P73】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; padding: 2px;">各教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識が相互に関連づけられ、生きて働く知識・技能【解説P13、小P74中P71】</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">探究的な学習の過程において発揮される思考力・判断力・表現力【解説P14、小P75中P72】</td> <td style="width: 33%; padding: 2px;">自分自身との関わり、他者や社会との関わり学びに向かう力、人間性【解説P16、小P76、P74】</td> </tr> </table>		各教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識が相互に関連づけられ、生きて働く知識・技能【解説P13、小P74中P71】
各教科等及び総合的な学習の時間で習得する知識が相互に関連づけられ、生きて働く知識・技能【解説P13、小P74中P71】	探究的な学習の過程において発揮される思考力・判断力・表現力【解説P14、小P75中P72】	自分自身との関わり、他者や社会との関わり学びに向かう力、人間性【解説P16、小P76、P74】		
教科等を超えた全ての学習の基盤となる資質・能力【解説小P32中P33、小P37中P38】			活用されるようにすること	
情報活用能力【解説小P38中P39】 探究の過程において、情報・情報技術を活用する学習活動（情報手段の基本的な操作を習得し、主体的に活用できるよう配慮）【解説小P48中P49】 プログラミングを体験する学習【小学校解説P59】	言語能力【解説小P38中P39】 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">協働して問題を解決しようとする学習活動【解説小P45中P46】</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;">言語により分析し、まとめ・表現する学習活動【解説小P46中P47】</td> </tr> </table> 考えるための技法（順序、比較、分類、関連付け、多面的・多角的など）【解説小P47中P48、小P78中P76】	協働して問題を解決しようとする学習活動【解説小P45中P46】		言語により分析し、まとめ・表現する学習活動【解説小P46中P47】
協働して問題を解決しようとする学習活動【解説小P45中P46】	言語により分析し、まとめ・表現する学習活動【解説小P46中P47】			
各基本的な内容や方針等【解説小P84中P82】 [学習活動] 第3学年【○○○○】、第4学年【○○○○】、第5学年【○○○○】、第6学年【○○○○】 学習方法や時間数配分等 [指導方法] 個に応じた指導、体験活動との関連、協働的な学習（対話の重視）、言語活動等【解説小P102中P100】 [指導体制] カリキュラム管理、地域コーディネーター等との連携、ティーム・ティーチング等【解説小P123中P121】 [学習の評価等] ポートフォリオ、個人内評価、教育課程に対する評価【解説小P118中P116】				

III 「総合的な学習の時間」の年間指導計画と単元計画について

1 年間指導計画の作成及び実施上の4つの配慮事項（解説小P89中P87参考）

- (1) 児童生徒の学習経験に配慮すること
- (2) 季節や行事など適切な活動時期を生かすこと
- (3) 各教科等との関連を明らかにすること
- (4) 外部の教育資源の活用及び異校種との連携や交流を意識すること

2 単元計画の2つの重要なポイント（解説小P94中P92参考）

- (1) 児童生徒の興味や疑問を重視し適切に取り扱うこと
- (2) 教師が意図した学習を効果的に生み出していくこと

IV 移行期間中の対応について

平成30年度から新学習指導要領による。（新小学校学習指導要領第5章第3の2(9)の後段「プログラミングを体験する学習」は平成32年度とされているが、指導を行うことはできる）

14 小学校 特別活動

I 改訂の趣旨及び要点

1 特別活動の目標（小学校 特別活動の目指す資質・能力）

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を發揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。【知識及び技能】
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。【思考力・判断力・表現力等】
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。【学びに向かう力、人間性等】

2 改訂の基本的な方向性

【目標】

- 指導する上での重要な視点「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」で整理

【資質・能力】

- 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の三つの視点を踏まえて内容を整理
- 学級活動、児童会活動、クラブ活動及び学校行事を通して育成する資質・能力を明確化

【内容】

- 自治的能力や主権者として積極的に社会参画する力を重視
- よりよく解決するため、話し合っ合意形成し実践することや、主体的に組織をつくり、役割分担して協力し合うことの重要性を明確化
- 小学校から高等学校までの教育活動全体の中で「基礎的・汎用的能力」を育む、キャリア教育及び小・中・高等学校のつながりを明確化

3 内容の改善・充実のポイント

【学級活動】

- 小学校段階から学級活動の内容に「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」を新たに設けた。
- 学習過程として、「(1)学級や学校における生活づくりへの参画」については、集団としての合意形成、「(2)日常の生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全」及び「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」については一人一人の意思決定を行うことを示した。

【児童会活動】

- 内容の(1)を「児童会の組織づくりと児童会活動の計画や運営」とし、児童が主体的に組織をつくることを明示した。
- 運営や計画は主として高学年の児童が行うこととしつつ、学校の全児童が主体的に参加できるよう配慮することを示した。
- 児童会活動における、異年齢集団活動等の社会参画を重視することとした。

【クラブ活動】

- 児童が計画を立てて役割分担し、協力して楽しく活動するものであることを明示した。
- ※クラブ活動の授業時数については、年間、学期ごと、月ごとなどに適切な授業時数を充てるものとする。

【学校行事】

- 小学校における自然の中での集団宿泊活動等を引き続き重視する。
 - 健康安全、体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。
- ※学級活動の標準授業時数は、第1学年が34時間、第2学年から第6学年は年間35単位時間とし、児童会活動、クラブ活動及び学校行事については、それらの内容に応じ、年間、学期ごと、月ごと等に適切な時間を充てることについては変更はない。

4 学習指導の改善・充実のポイント

- 様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いの良さや個性、多様な考え方を認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。
- 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、学級経営の充実を図ること。
- いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること。
- 学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。
- 異年齢集団による交流を重視するとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習など多様な他者との交流や対話について充実すること。

II 指導計画の作成と内容の取扱い（要点）

1 指導計画作成上の配慮事項

- (1) 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いの良さや個性、多様な考え方を認め合い、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすることを重視すること。
- (2) 特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成すること。その際、学校の創意工夫を生かし、学級や学校、地域の実態、児童の発達の段階などを考慮するとともに、児童による自主的、実践的な活動が助長されるようにすること。
- (3) 学級活動における児童の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、個々の児童についての理解を深め、教師と児童、児童相互の信頼関係を育み、学級経営の充実を図ること。その際、いじめの未然防止等を含めた生徒指導との関連を図るようにすること。
- (4) 低学年においては、第1章総則の第2の4の(1)を踏まえ、他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育って欲しい姿との関連を考慮すること。特に、小学校入学当初においては、生活科を中心とした関連的な指導や、弾力的な時間割の設定を行うなどの工夫をすること。
- (5) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
- (6) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道德教育の目標に基づき、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについての配慮事項

- (1) 学級活動、児童会活動及びクラブ活動の指導については、教師の適切な指導の下に、児童の自発的、自治的な活動が効果的に展開されるようにすること。その際、よりよい生活を築くために自分たちできまりをつくって守る活動などを充実するよう工夫すること。
- (2) 児童及び学校の実態並びに第1章総則の第6の2に示す道德教育の重点などを踏まえ、各学年において取り上げる指導内容の重点化を図るとともに、必要に応じて、内容間の関連や統合を図ったり、他の内容を加えたりすることができること。
- (3) 学校生活への適応や人間関係の形成などについては、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の児童の実態を踏まえ、一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリング（教育相談含む。）の双方の趣旨を踏まえて指導を行うこと。特に、入学当初や各学年のはじめにおいては、個々の児童が学校生活に適応するとともに、希望や目標を持って生活できるように工夫すること。あわせて、児童の家庭との連絡を密にすること。
- (4) 異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者、障害のある人々などとの交流や対話、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を通して、協働することや、他者の役に立ったり社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実すること。

- 3 入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国家を斉唱するよう指導するものとする。

III 移行期間中の対応について

教科書の対応を要するものではないため、平成30年度から新学習指導要領によることとする。また、移行期間中における学習評価の在り方については、移行期間に追加して指導する部分を含め、現行小学校学習指導要領の下の評価規準等に基づき、学習評価を行うこととする。

学習指導要領の改訂に伴う移行措置の概要について

平成30年 1月 義務教育課

1 移行期間

- (1) 小学校・・・平成30・31年度
- (2) 中学校・・・平成30・31・32年度

2 移行期間の対応及び移行措置の内容

(1) 小・中学校における各教科等の移行期間の対応

移行期間における対応	小 学 校	中 学 校
平成30年度から新学習指導要領による	①総則 (プログラミング教育を除く) ②総合的な学習の時間 ③特別活動	①総則 ②総合的な学習の時間 ③特別活動
移行措置あり (指導内容や指導する学年に変更がある)	①国語 ②社会 ③算数 ④理科 ⑤外国語	①国語 ②社会 ③数学 ④理科 ⑤保健体育
移行措置なし (平成30年度から新学習指導要領によることができる)	①生活 ②音楽 ③図画工作 ④家庭 ⑤理科	①音楽 ②美術 ③技術・家庭 ④外国語
道徳科	平成30年度から新学習指導要領による	平成31年度から新学習指導要領による ※先行実施可能
小学校における外国語 ・外国語活動(3・4学年) ・外国語科(5・6学年)	平成30・31年度は、新学習指導要領の内容の一部を加えて必ず取り扱う。 〔3・4学年〕 15時間 〔5・6学年〕 50時間	/

(2) 各教科等の移行措置の内容

〔小学校〕

教科等	平成30年度	平成31年度
国 語	【4学年】新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字を指導	【4・5学年】新学習指導要領の学年別漢字配当表に配当されている漢字を指導
社 会	【5学年】我が国の国土の位置・構成及び領土の範囲については、新学習指導要領の2(1)ア(ア)に基づき指導し、新学習指導要領の内容の取扱いを適用する。	【5学年】同左 【3学年】現行学習指導要領〔第3学年及び第4学年〕のうち、2(1)ア、2(2)ア・イ、2(4)ア・イ(災害については火災のみ)、2(5)アの内容を指導する。
算 数	【3～5学年】「量と測定」に「メートル法」を追加する。 【5学年】「素数」を省略する(中学校1学年で指導)。	【3～5学年】同左 【4学年】「数と計算」に「少数を用いた倍」「数量関係」に「簡単な割合」を追加する。 【5学年】「量と測定」に「速さ」を追加し、「分数の計算」と「素数」を省略する(分数の計算は6学年、素数は中学校1学年で指導)。
理 科	【4学年】「光電池の働き」を省略する(6学年で指導)。	【4学年】同左 【5学年】「水中の小さな生物」を省略する(6学年で指導)。 【6学年】「電気による発熱」を省略する(中学校2学年で指導)。
外国語	【3・4年】新学習指導要領の全部又は一部によるものとし、新学習指導要領第4章第2の2〔第3学年及び第4学年〕(1)イ(ア)及び(3)①に係る事項は必ず取り扱う。 【5・6年】現行学習指導要領の内容に、新学習指導要領の全部又は一部を加えて指導するものとし、新学習指導要領第2章第10節第2の2〔第5学年及び第6学年〕(1)ア・イ(ア)、エ(ア)e・f、エ(イ)及び(3)①イ・オは必ず取り扱う。	

〔中学校〕

教科	平成31年度	平成32年度
国語	【1学年】都道府県名に用いる漢字の読みと書きを追加する。(20字：茨、媛、岡、湯、岐、熊、香、佐、埼、崎、滋、鹿、縄、井、沖、栃、奈、梨、阪、阜)	【1・2学年】都道府県名に用いる漢字の読みと書きを追加する(20字)。 【1学年】「共通語と方言の果たす役割について理解すること」を追加する。
社会	【地理・歴史】新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。 【地理】「世界の諸地域」では、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。 【歴史】「世界の古代文明」「ユーラシアの変化」「ヨーロッパ人來航の背景」「市民革命」については、新学習指導要領の規定による。 ※平成30～32年度「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野)の指導に当たっての内容の取扱いについては、新学習指導要領の規定による。	【地理・歴史】同左 【地理】同左 【歴史】同左
数学	【1学年】「数と式」に「素数の積」を「資料の活用」に「累積度数」を追加し、「誤差や近似値、 $a \times 10^n$ の形の表現」を省略する(3学年で指導)。	【1学年】同左 【1学年】「資料の活用」に「統計的確率」を追加する。 【2学年】「資料の活用」に「四分位範囲」「箱ひげ図」を追加する。
理科	【1学年】第1分野「力の働き」に「2力のつり合い」を、第2分野「火山と地震」に「自然の恵みと火山災害・地震災害」を追加し、第1分野「圧力」のうち「水圧」を省略する(3学年で指導)。	【1学年】同左 【1学年】第2分野「植物の生活と種類」に「動物の仲間」を追加し、第1分野「圧力」及び第2分野「葉・茎・根のつくりと働き」を省略する(2・3学年で指導)。 【2学年】1分野「静電気と電流」に「放射線の性質と利用」を、第2分野「日本の気象」に「自然の恵みと気象災害」を追加し、第2分野「生物の変遷と進化」を省略する(3学年で指導)。
保健体育	【1学年】体育分野に「運動やスポーツの楽しみ方」を追加し、「運動やスポーツの学び方」を省略する(2学年で指導)。 保健分野に「主体と環境」「調和のとれた生活」を追加する。	【1学年】同左 【2学年】保健分野に「生活習慣病」「薬物乱用など」を追加する。

3 その他

- (1) 各教科等の学習指導要領改訂の趣旨及び内容並びに移行措置等の要点についてまとめた小学校及び中学校「教育課程編成のポイント」を、平成30年1月中に沖縄県教育委員会ホームページに掲載します。
- (2) 学校においては、新学習指導要領の第1章「総則」の内容を全職員で確認し、「社会に開かれた教育課程」「育成を目指す資質・能力」「主体的・対話的で深い学び」「カリキュラム・マネジメント」等について共通理解を図った上で、第2章以下の各教科等の目標の実現に向けた授業改善に取り組む。
- (3) 各教科等の指導に当たっては、その教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせる学習過程や学習活動の工夫等により、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図る。
- (4) 移行期間中の対応については、指導する学年の変更などにより指導内容の欠落が生じることのないよう十分に留意する。
- (5) 移行期間中における学習評価については、移行期間中に追加して指導する部分を含め、現行の学習指導要領の下の評価規準等に基づく。

小学校 「教育課程編成のポイント」 各教科等担当者

1	総 則	宮城 肇	県教育庁義務教育課主任指導主事
2	国 語	仲地 千佳	県教育庁義務教育課指導主事
3	社 会	伊井 秀治	県教育庁義務教育課主任指導主事
4	算 数	新垣 典彦	県教育庁義務教育課指導主事
5	理 科	有銘 真一郎	県教育庁義務教育課指導主事
6	生 活	田島 正敏	県教育庁義務教育課指導主事
7	音 楽	上地 さとみ	県立総合教育センター主任指導主事
8	図画工作	上原 進	県立総合教育センター研究主事
9	家 庭	屋良 陽子	県立総合教育センター指導主事
10	体 育	古賀 義之	県教育庁保健体育課主任指導主事
11	特別の教科 道徳	平良 淳	県教育庁義務教育課指導主事
12	外国語活動・外国語	東風平 涼子	県教育庁義務教育課指導主事
13	総合的な学習の時間	天願 直光	県教育庁義務教育課主任指導主事
14	特別活動	松田 庄一郎	県教育庁義務教育課指導主事

小学校 教育課程編成のポイント

発行日 平成30年1月

発行 沖縄県教育委員会（義務教育課）

〒 900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL (098) 866-2741 FAX (098) 866-2750

ホームページ <http://www.pref.okinawa.jp/edu/>

〔沖縄県教育委員会〕
